第３章

全体構想

第３章　全体構想

３ - １ 都市づくりの基本姿勢と将来像

（１）都市づくりの基本姿勢と将来像

都市づくりの基本姿勢

柳川の個性を生かし

都市の魅力を高めることを重視します

本市においては、人口減少、高齢化が急激に進んでいるという社会状況に直面しています。幸い本市においては、他の都市にはない個性、魅力があふれています。これらを最大限に生かし、伸ばし、また新たに創造していくことで、さらに魅力あふれる都市をつくっていく必要があります。そこで、20 年後（2029 年）の本市の都市づくりの基本姿勢をこのように設定します。

［柳川の個性や魅力とは？］

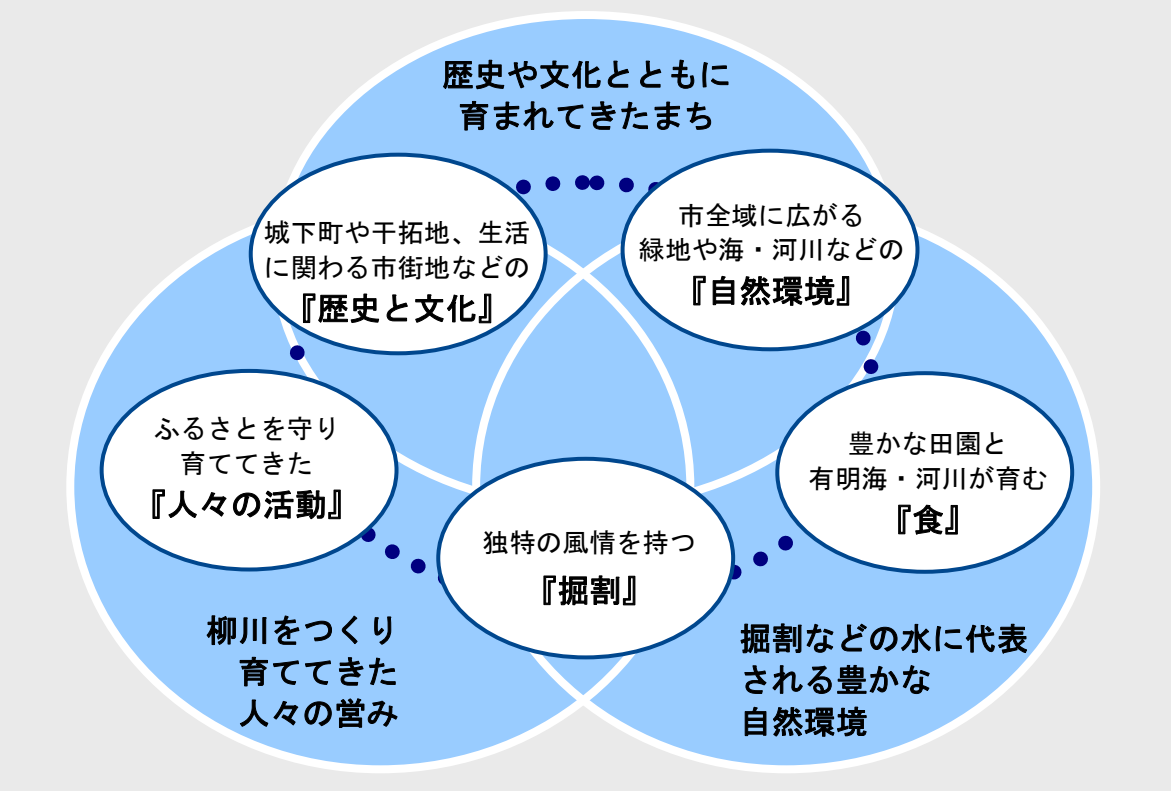

この都市づくりの基本姿勢をもとに、“20 年後（2029 年）の柳川の姿”＝柳川の将来像を以下のように設定しました。

柳川の将来像（20 年後（2029 年）の柳川の姿）

水と人とまちが美しい　水郷柳川

柳川の命である **水が美しい**	柳川は水（水路、掘割、有明海）とともに育まれ、豊かな自然と共生し、またそれらを上手に活用しながら都市づくりを進めてきました。これからも柳川の水や、水を取り巻く自然を大切に守り育てながら、水が美しい柳川を目指していきます。
様々な**人**々の ふれあいが**美しい**	都市を守り、育てる主体は柳川に暮らす市民です。市民が安心し元気に暮らせる環境が整い、柳川市への愛着と誇りを持った市民どうしのコミュニティが豊かで美しい柳川を目指していきます。
暮らしやすさと美しい風景が調和した **まちが美しい**	柳川には掘割景観や田園景観など、個性的な風景がいまも残存しています。日々の暮らしの利便性だけではなく、個性的で風景づくりにも配慮した都市づくりのルールづくりなどを行いながら、まちが美しい柳川を目指していきます。
市民が誇れる個性に満ちた**水郷柳川**	柳川の将来を支える重要な生命線の一つが観光です。柳川の個性を対外的に最も印象付ける“水郷”のイメージを中心とした魅力づくりを進めながら、市民が誇れ、観光客が憩い楽しめる水郷柳川を目指していきます。

○住みたい、住み続けたい環境があります

柳川に住んでいる人、また今は、柳川に住んでいない人も、誰もが住みたい環境が柳川にはあります。

○豊かな自然と食があります

大都市にはない豊かな自然が身近に存在し、安全でおいしい食が身近にそろいます。

○みんなが誇れる美しい景観があります

子どもの心に残り、大人も誇れるふるさとの美しい風景が広がっています。

○人と人とのつながりがあります

個人だけでなく地域、コミュニティといった人と人との協力関係が存在します。また地域外の来訪者が気持ちよく訪れることができる環境があります。

（２）基本理念

“基本理念”とは、本市の 20 年後の将来像を実現させるための都市づくりにおける“基本的・根本的な考え方”のことです。総合計画の重点施策や本市の都市づくりの課題、時代の潮流などをふまえて、以下の４つを基本理念として設定しました。

理念１

あらゆる世代が快適に“歩いて暮らせる”都市づくり

さらなる人口減少、少子高齢化時代が想定される中で、自然環境保全や公共投資の効率化、自らの交通手段を持たない、いわゆる交通弱者の暮らしやすさは重点課題です。計画的な土地利用を行い、公共施設や病院などの都市機能が集積した拠点を中心に人が住まい、歩いて暮らすことができるコンパクトな都市づくりへの転換を図ります。

理念２

水郷を守り親しみ“自然と共生する”都市づくり

水面積が市域面積の 1 割を占め、全国でも有数の『水郷』である本市は、その水と緑、農の営み、大都市にはない自然環境に恵まれた住環境が魅力です。人と自然との関わりを復活させるとともに、掘割や優良農地・緑地空間などの自然環境と住環境とが共生する都市の形成を図ります。

理念３

歴史・文化の香りただよう“美しい”都市づくり

掘割が巡るその独特の景観や豊かな田園景観は、歴史や文化、営みの中で育まれてきました。一定の成長を遂げ、成熟期を向かえる中で、利便性だけでなく、都市の魅力を高めることを考える必要があります。魅力ある居住地として、観光地として、歴史と文化を感じることのできる市民が誇る美しい都市の形成を図ります。

理念４　地域コミュニティや交流連携を大切にした“市民と協働する”都市づくり

都市計画を実現して行くためには、市民、行政、事業者など市全体が協働して取り組む必要があります。地域の実情を考えながら、地域コミュニティを土台として、地域間や他都市とも連携し、共に都市を守り育てる仕組みづくりを整える必要があります。市民と協働する都市の形成を図ります。

［コンパクトな都市づくりとは？］

本市の現況として、公共施設が分散していることや、移動手段として自動車の割合が高いことから、今後もさらに都市機能が無秩序に拡散した都市構造が進むことが懸念され、そうした場合には以下のような問題が考えられます。

■各種都市機能が拡散した都市構造の問題

（１）公共交通の維持が困難になり、交通弱者の移動制約が増加する
（２）自家用車利用による郊外型店舗での買い物が増加し、中心市街地が更に衰退する
（３）市街地の広がりに対応するために、都市施設の整備、維持管理や行政サービスの費用が増大し、市の財政を圧迫する
（４）自家用車利用に伴い CO_2 排出量が増加する

コンパクトな都市づくりへの転換が必要

■コンパクトな都市づくりとは

都市機能を集積させる拠点を位置付け、拠点を公共交通ネットワークで連携することで、市内の多くの人にとっての暮らしやすさと市全体の持続的な発展を確保するものです。

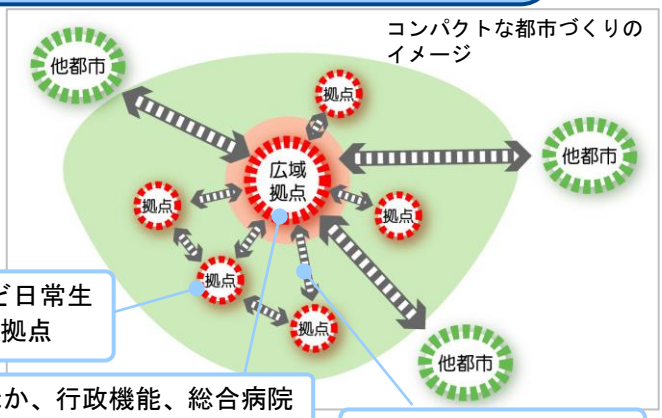

拠点：スーパーや公民館、診療所など日常生活に必要な施設の維持・集積を進める拠点

広域拠点：日常生活に必要な施設のほか、行政機能、総合病院などの高度な医療施設、また大規模集客施設などの多様な施設の集積を進める拠点

軸：公共交通ネットワークで拠点間を連携

コンパクトな都市づくりへの転換によって以下のような効果が考えられます

①日常の買い物などは徒歩や自転車で、また拠点間は公共交通で移動するなど、過度に自動車交通に依存しないくらしが可能となる。

②人々が豊かに暮らせる都市環境の実現

・中心市街地に様々な機能が集積することから、人が集まり、活力と魅力が向上する。

・各拠点内においては、生活利便施設が集まり、公共交通も利用できるとともに、道路や公園なども優先的に整備され、良好な生活空間が創出される。また農地周辺においては、散在的な宅地化が抑制され、農薬散布などにおけるトラブルの発生も無くなる。

・拠点内においては居住人口の維持がなされることにより、コミュニティも維持・形成される。

③基盤施設や行政サービスの拠点への集中が可能となり、都市経営コストの小さな都市が実現する。

④公共交通に比べ、一人当たりが移動する上での地球温暖化ガス発生量が多い自動車利用が減少し、環境に対する負荷が軽減する。

コンパクトシティ・プラス・ネットワークへの展開

上記を踏まえ、居住や都市の生活を支える機能の誘導を図るとともに、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めた「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを検討していきます。

（３）理念の体系

○総合計画の重点施策

①市民との協働プロジェクト
　－市民力が元気の源－
②柳川ブランド化プロジェクト
　－地域力が元気の源－
③自然との共生プロジェクト
　－共生が元気の源－
④住みよいまちづくりプロジェクト
　－住みよさが元気の源－
⑤安心して生活できるまちづくりプロジェクト
　－安全と安心が元気の源－

○都市計画の課題

（１）住み続けられる都市の実現
- ■まちの活力を生む中心市街地の活性化
- ■自動車を利用しなくても便利に暮らせる環境づくり
- ■財政的制約の中での効率的で効果的な都市づくり
- ■農業、漁業を支える集落の生活環境づくり
- ■雇用を創出する産業の振興
- ■情報基盤の整備

（２）住みたい都市の実現
- ■魅力ある住環境の提供
- ■地域力が創る観光・交流都市『水郷柳川』

（３）都市施設の整備推進
- ■都市計画道路の未整備区間の整備
- ■公園・緑地の適切な配置
- ■生活雑排水などの適切な処理
- ■災害予防と防災体制の整備

（４）優良農地の保全

（５）美しい景観づくり

（６）市民、事業者、行政の協働体制づくり

都市づくりの基本姿勢

柳川の個性を生かし
都市の魅力を高めることを重視します

柳川の将来像（20 年後の柳川の姿）

水と人とまちが美しい 水郷柳川

- ○住みたい、住み続けたい環境があります
- ○豊かな自然と食があります
- ○みんなが誇れる美しい景観があります
- ○人と人とのつながりがあります

基本理念

理念１
あらゆる世代が快適に**“歩いて暮らせる”**都市づくり

理念２
水郷を守り親しみ**“自然と共生する”**都市づくり

理念３
歴史・文化の香りただよう**“美しい”**都市づくり

理念４
地域コミュニティや交流連携を大切にした
“市民と協働する”都市づくり

全体構想（分野別の方針）

土地利用の方針
- 住宅系土地利用
- 商業系土地利用
- 産業系土地利用
- 農業・自然系土地利用

市街地整備の方針
- 市街地整備

交通体系の整備方針
- 道路
- 公共交通・駐車場

都市施設（供給処理施設など）の整備方針
- 上水道
- 生活排水処理施設
- ごみ処理場・し尿処理場
- 公共公益施設
- 情報基盤

自然環境の方針
- 水の環境
- 緑の環境
- くらしの環境

景観の方針

（4）将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が実施した人口推計によると、本市の人口は、出生者数の減少、死亡者数の増加および若年層を中心とした市外への流出などを要因として、2010 年（平成 22 年）の 71,375 人（国勢調査）から、2040 年には 49,922 人、2060 年には 35,698 人へと大きく減少すると見込まれます。

人口が減少することによって、地域社会や企業における担い手が不足し、子どもが減ることにより小中学校の維持が困難になるなど、本市における経済・社会は今までとは大きく異なる姿になると予想されます。（※柳川市人口ビジョン　将来展望より）

こうした流れを少しでも食い止め、本市の将来に明るい展望を開くため、国の地方創生の取り組みと合わせて、平成 27 年に市人口ビジョン、市総合戦略を策定し、「まち、ひと、しごと」の側面から行う施策の一つとして、都市計画においても便利で安心して暮らせる集約型の拠点づくりや、日々のくらしを支える生活基盤の充実、本市の個性である豊かな自然や景観と調和したまちなみづくりなど効果的な施策を行います。

本市都市計画マスタープランの将来人口について、本市の総合計画と同様の位置付けで策定された市総合戦略で示した人口ビジョンにおける将来展望の数値と合わせ、20 年後（2029 年）の目標人口を 60,100 人に設定します。

20 年後（2029 年）の目標人口：60,100 人

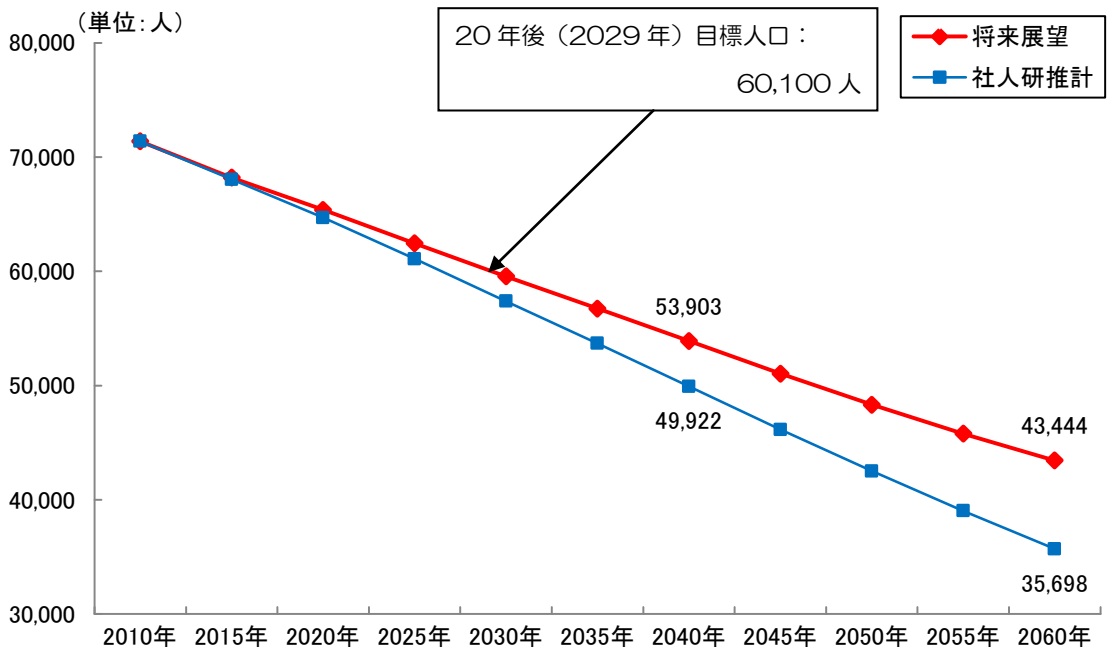

▲人口の将来展望

●補足：将来人口推計の条件

人口ビジョンでは、まず本市の人口について、これまでの推移および国立社会保障・人口問題研究所が示している将来推計や、人口減少の要因を確認しています。

その上で、総合戦略に記載された各施策に取り組むことによって、

・自然動態においては出生者数の増加、健康寿命の延伸による死亡者数の減少

・社会動態においては若年層を中心とした流出防止・流入促進

を図り、2040 年、2060 年時点の人口をそれぞれ国の推計より 3,981 人、7,746 人増やすことを目指すという将来展望を示します。

（５）将来の都市構造と都市空間のあり方

基本理念をもとに将来の道路網や土地利用のあり方など都市としての機能と骨格に関わる「都市構造」の将来像と、水や緑、風景など環境や景観に関わる「都市空間」の将来像を設定します。

都 市 構 造 ～ コンパクトな都市づくりへの展開 ～

コンパクトな都市づくりを目指して、拠点・ゾーン・軸を設定してまちづくりを進めます。

拠　点：都市づくりの核となり、役割に応じた機能を集積します。

ゾーン：開発抑制、促進する範囲を設定し、計画的な土地利用を誘導します。

軸：他都市と本市や拠点間をつなぎ、役割や景観を考えた交通体系を形成します。

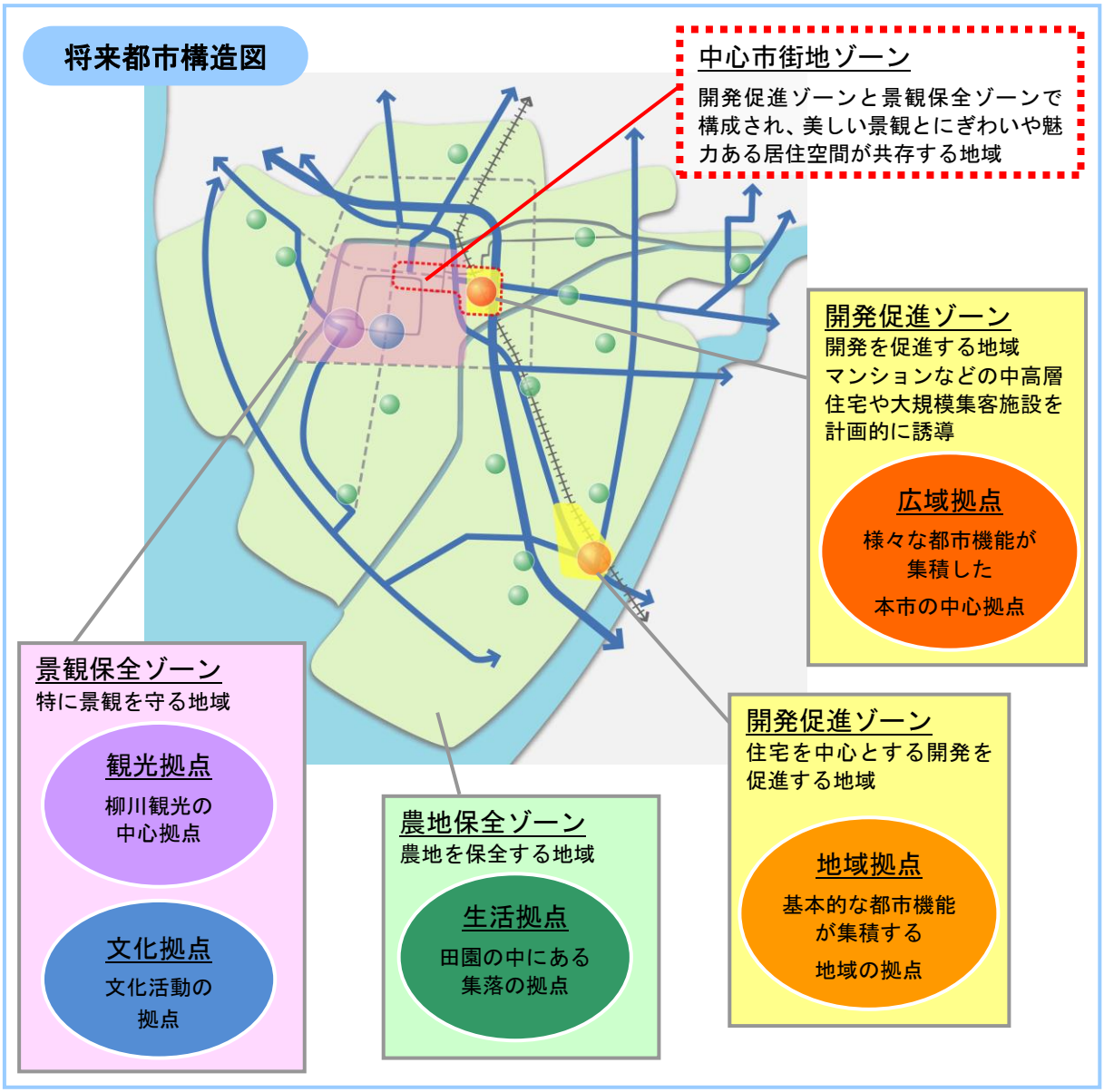

拠点：都市づくりの核となります

区分	＜方向性＞20 年後のイメージ	位置
広域拠点	**＜様々な都市機能が集積した柳川の中心拠点＞** ○中高層のマンションなどの住環境と大規模集客施設や商業・業務施設などが共生しています。 ○病院などの都市機能が集積しています。 ○来訪者を迎え入れる風格ある景観と広域的な交通機能があります。 ○障害があっても高齢になっても子育て中の人も歩いて暮らし続けられます。 ○集落地域の人が公共交通を利用して訪れ、日常の買い物や、病院、公共施設などを利用できます。 ○地域コミュニティが維持されています。	西鉄柳川駅周辺
地域拠点	**＜基本的な都市機能が集積する地域の拠点＞** ○ある程度の都市機能や商業施設が集積しています。 ○近隣の集落を支える交通機能があります。 ○障害があっても高齢になっても子育て中の人も歩いて暮らし続けられます。 ○田園環境が隣接し、自然豊かな環境があります。 ○地域コミュニティが維持されています。	西鉄中島駅周辺
観光拠点	**＜柳川観光の中心拠点＞** ○貴重な景観や文化遺産など、歴史・文化が保全されています。 ○来訪者を受け入れる環境と、にぎわいがあります。 ○日々の営みと観光が共存しています。 ○自家用車以外でも広域拠点やその他の観光スポットなどへの移動がスムーズにできます。 ○地域コミュニティが維持されています。	沖端地区
文化拠点	**＜文化の中心拠点＞** ○文化の発信拠点があります。 ○広域拠点を結ぶ公共交通が充実しています。	水の郷 市民文化会館 （予定地）周辺
生活拠点	**＜コミュニティとして成立している生活拠点＞** ○生活拠点を中心に、集落内の居住人口が維持されています。 ○バスなどの公共交通サービスを利用して広域拠点や地域拠点などを訪れ日常の買い物や、病院、公共施設などを利用できます。 ○障害があっても高齢になっても子育て中の人も歩いて暮らし続けられます。 ○災害時には、集落の避難場所となります。 ○地域コミュニティが維持されています。	田園の中にある集落で小中学校や公民館などの公共施設が集積している場所。 ※市街地以外の小学校区につき 1 箇所設定（14 箇所）

ゾーン：開発抑制、促進する範囲を設定します

区分	＜方向性＞20 年後のイメージ	位置
中心市街地ゾーン	**＜柳川市の中心的な市街地＞** ○掘割と調和した美しい景観、商店街としてのにぎわい、魅力ある居住空間が形成されています。 （開発促進ゾーンと景観保全ゾーンで構成）	西鉄柳川駅周辺の広域拠点と京町通り線の沿線商業地
開発促進ゾーン	○住居、大規模集客施設（商業施設、公共施設）の開発が促進され、主要な都市的機能が集積しています。	西鉄柳川駅周辺 （＝広域拠点））
	○住宅を中心とした開発を促進する地域です。ある程度の都市機能と身近な商業と住が集積しています。	大和庁舎から 西鉄中島駅 （地域拠点を含む）
景観保全ゾーン	○伝統的景観の保全や来訪者を迎えることを意識した景観の創造により、美しい掘割景観やまちなみが広がっています。	下記定義※ （観光拠点を含む）
農地保全ゾーン	○柳川の豊かな食と営みを支える優良農地が保全されています。	上記以外の地域 （生活拠点を含む）

※〈景観保全ゾーンの定義〉ここでは、下記の用件いずれかを満たす地区を指す。

柳川市景観計画の城堀周辺地区、旧城下町地区、西鉄柳川駅周辺地区の一部で城堀沿いや川下りコース、散策コース、その他国名勝指定区域など、多くの人の目に触れる箇所。

軸：拠点や他都市をつなぎます

区分	＜方向性＞20 年後のイメージ	位置
広域軸	○市内と他都市をつなぎ交流を活性化します。 ○通過を目的とする車両が利用し、市内の安全な環境を確保します。	○地域高規格道路（有明海沿岸道路） ○広域幹線道路（国道 208 号、国道 443 号およびバイパスなど） ○西鉄天神大牟田線
地域軸	○地域内の交通をスムーズにします。 ○拠点間をつなぎます。 ○歩行者の安全に配慮した道路環境があります。	○地域間幹線道路（一般県道、都市計画道路、市街地外環状道路） ○生活道路（市道）

「都市空間」のあり方
～つながりのある豊かな水と緑の中で、歴史と文化が息づく快適な環境と美しい景観づくり～

人とまちとの関わりが生まれる“人に優しい空間”をつくります

あらゆる人々が快適に暮らせるユニバーサルデザインを基本とした公共空間の形成を図り、人に優しい空間づくりを目指します。

ユニバーサルデザインによる公共空間のイメージ

“水と緑のネットワーク”により自然環境を生かした憩いの空間をつくります

掘割を生かした潤いのある水辺環境づくりを行うため、豊かな水と緑のネットワークを形成し、市民が憩い、動植物が息づく都市空間を目指します。

水と緑のネットワーク

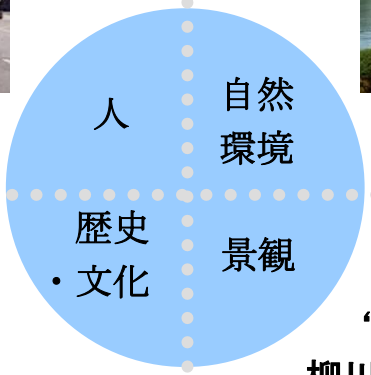

“再生・保存”により歴史・文化を生かした空間をつくります

文化的景観の保存区域の指定や国名勝指定区域などの保存・活用、掘割との関わりの復活などにより、柳川に多く残る歴史的なまちなみや文化遺産を再生・保存し、歴史文化の感じられる都市空間を目指します。

まちなみと道路

“掘割や田園など柳川らしい個性的な景観”を生かした空間をつくります

掘割景観や田園景観など柳川には、それぞれの地域にそれぞれの美しい景観があります。市民や来訪者のやすらぎとなる美しい空間づくりを目指します。

田園風景

３ - ２ 分野別の方針

分野別方針については以下に示す体系別に方針を掲げています。

分野別方針

	基本的な考え方		分野別方針
土地利用の方針	計画的な土地利用の誘導 都市の魅力を高める核となる拠点の形成		（１）住宅系土地利用 （２）商業系土地利用 （３）産業系土地利用 （４）農業・自然系土地利用
市街地整備の方針	中心市街地活性化の推進 広域拠点の基盤整備 防災性および居住環境の向上		（１）中心市街地活性化の推進 （２）土地区画整理事業の推進 （３）住宅市街地総合整備事業の推進
交通体系の整備方針	「景観」と「利便性」のバランスと役割に応じた整備 連携強化による暮らしやすい都市の実現	道路	（１）地域高規格道路の整備 （２）広域幹線道路の整備 （３）地域間幹線道路の整備 （４）生活道路網の道路環境の整備 （５）歴史的まちなみにおける道路整備
		公共交通・駐車場	（１）西鉄天神大牟田線の活性化 （２）交通結節点の強化 （３）バス路線の維持と活性化 （４）駐車場の計画的な配置 （５）観光拠点における交通体系の検討
都市施設（供給処理施設等）の整備方針	安全で快適な都市づくり 利便性の高い施設配置	上水道	（１）水資源の確保及び水質の保全 （２）計画的な施設の整備と更新
		生活排水処理施設	（１）公共下水道事業の推進 （２）合併処理浄化槽設置の促進
		ごみ処理場・し尿処理場	（１）ごみ処理場 （２）し尿処理場 （３）循環型社会の実現
		公共公益施設	（１）公共公益施設に対する各拠点への立地誘導 （２）市民（文化）会館の移転 （３）施設の配置
		情報基盤	（１）利便性の高い公共サービスと住みよい環境の整備 （２）情報関連産業の誘致
自然環境の方針	まもる ー歴史とともに育まれた資源と文化を守る都市づくりー ふやす ー水と緑あふれる都市づくりー つなぐ ー水と緑をつなぎ広がりのある都市づくりー くらす ー市民・行政・事業者が一体となった都市づくりー	水の環境	（１）いのちの水の確保と改善 （２）掘割（景観保全ゾーン） （３）掘割（景観保全ゾーン以外） （４）河川 （５）有明海
		緑の環境	（１）緑化 （２）農地 （３）樹林地・樹木
		くらしの環境	（１）公園 （２）人が集う憩いの空間の確保 （３）環境を守り育てる実践行動
景観の方針	都市計画と景観計画の連携		

柳川市景観計画（平成 24 年 3 月策定）に沿った都市計画の推進

土地利用

土地利用とは、土地を用途及び形態に使い分けることです。ここでは、住宅系、商業系、産業系、農業・自然系を 12 の分類に分けて限られた土地を有効に利用するための方針を掲げています。

1　基本的な考え方

計画的な土地利用の誘導

優良農地や自然環境など個性ある環境を保全･再生するため、計画的な土地利用の誘導を図ります。また、市内・外の社会経済情勢など状況の変化に対応した土地利用について検討を進めるとともに、効果的な土地利用の規制・誘導を進めるため、用途地区などの変更も検討しながら、活力あるまちの形成を目指します。

都市の魅力を高める核となる拠点の形成

あらゆる世代が快適に歩いて暮らせる都市の実現に向けて、公共施設などの適切な配置や、利便性の高い公共交通体系などを充実させ、柳川の魅力を高めるための核となる拠点の形成を目指します。

２　土地利用の区分

土地利用区分		土地利用の考え方	都市構造図における位置付け
住宅系 土地利用	都市型 住宅地区	中高層のマンションを許容し、商業・業務施設などの他の用途と共生を図る地区	広域拠点
	旧城下町 住宅地区	低層から中層までの住宅を許容し、掘割や歴史的まちなみと共生を図る住宅地区	景観保全ゾーン
	田園隣接 住宅地区	農地を中心とした環境と家屋の集積した市街地が接する場において優良農地との共生を図る地区	農地保全ゾーンと その他の接する地域
商業系 土地利用	広域商業地区	広域的な商圏を持つ大規模な商業施設の立地誘導と、住居・交流拠点としての役割を高める地区	中心市街地ゾーン （広域拠点を含む）
	観光商業地区	地域内外の人が交流する商業空間の形成を図る地区	観光拠点
	地域商業地区	地域生活圏の広がりを商圏とした身近な商業施設の集積を図る地区	開発促進ゾーン （地域拠点を含む）
	沿道商業地区	広域商業や地域商業に影響をおよぼさないよう、立地の適正化を図る地区	― （配置を随時検討）
産業系 土地利用	工業地区	工場などの操業環境の整備・保全や産業支援機能の導入を図る地区	― （既存の工業地区）
	農漁業関連 産業地区	農業、漁業に関連する加工工場などの産業施設の導入を図る地区	農地保全ゾーン
農業・自然系 土地利用	農業保全地域	農業振興と農地保全を図る地域	農地保全ゾーン
	集落地域	既存集落の維持を図る地域	農地保全ゾーン
	集落拠点地区	集落地域の中で、公共サービスを得る拠点としての役割を持つ地区	生活拠点

3　土地利用の方針

（1）住宅系土地利用

①都市型住宅地区

都市型住宅地区は、新たな定住者を受け入れるための地区として、定住環境と商業・業務施設との共生を図ります。この地区は、交通利便性が高く、自らの交通手段を持たない人でも快適に暮らすことができる開発促進ゾーンを中心に配置します。

■建築物の形態

中高層のマンションや集合住宅の形態をとり、生活の利便性向上やまちのにぎわいに貢献する商業・業務施設をマンションなどの低層階へ誘導を図ります。

■まちなみ

柳川の玄関口として、地区計画など周辺との調和を考えた質の高いデザインの建物・広告物のルールづくり、柳川らしいデザインの採用などにより魅力的で品格のあるまちなみづくりを行います。

②旧城下町住宅地区

旧城下町住宅地区は、柳川の魅力ある静かな住環境を保持し、定住人口の維持と美しい景観の保全を図るために、景観保全ゾーンに配置します。

■建築物の形態

掘割からの眺望を阻害しないため、低層から中層までの住宅地とします。

■まちなみ

住宅は周辺のまちなみとの調和を考え、緑豊かでゆとりある住環境の形成を図ります。

■景観計画の活用

歴史的まちなみや掘割景観との調和を図るため、景観計画による景観形成方針や景観形成基準を踏まえながら、まちづくりを推進します。

③田園隣接住宅地区

田園隣接住宅地区は、市街地の外周部や地域拠点など、田園と、住宅が集積した市街地が接する地区に配置し、良好な住環境の維持と農地の保全を図ります。

■良好な住環境と優良農地の共生

緑豊かで、身近に商業施設がある良好な住環境を維持するとともに、優良農地を保全するため、田園部における宅地の拡大を抑制します。

※市街地以外の住宅地については、集落地区として農業・自然系土地利用に分類します。

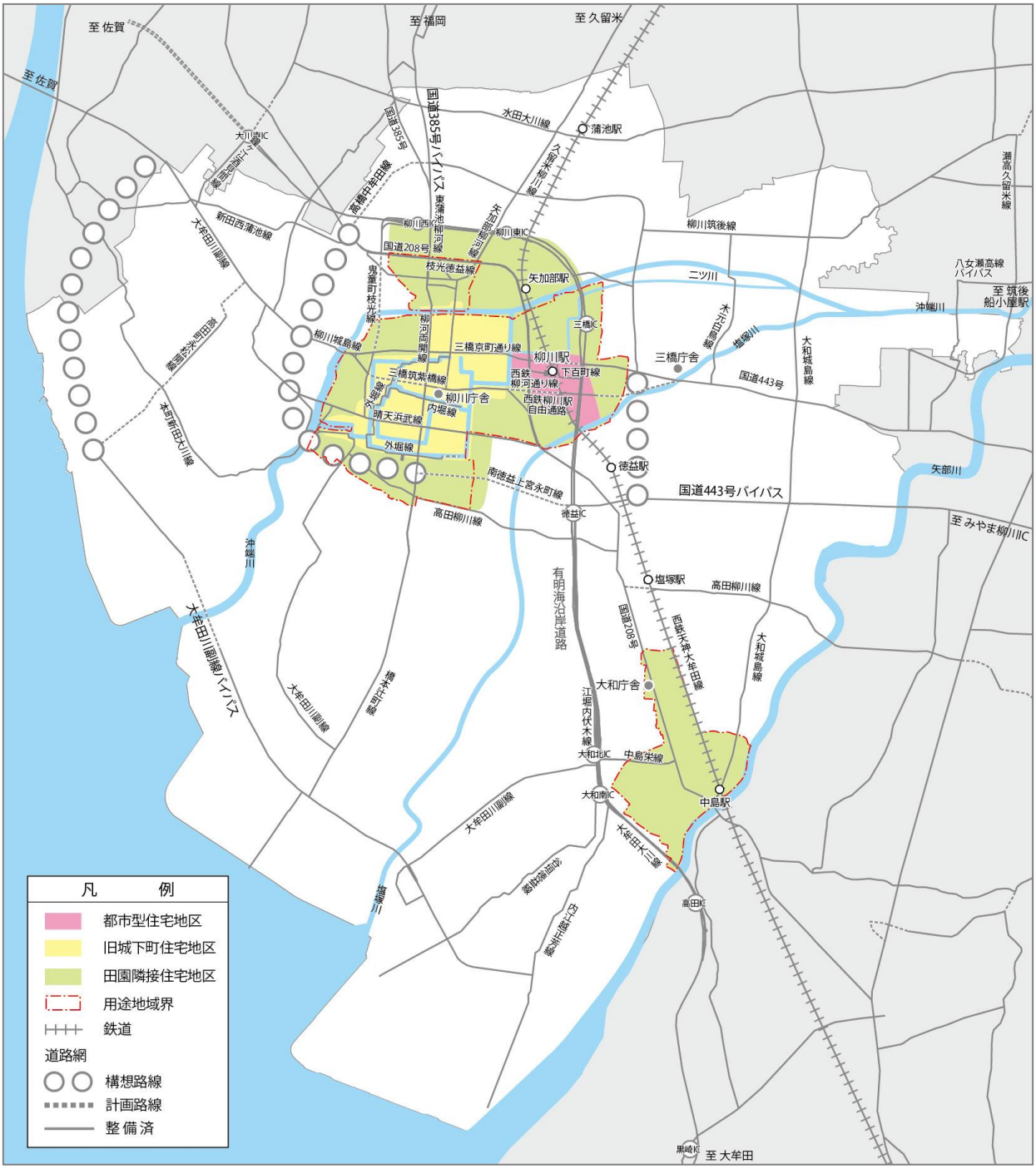
至 佐賀
至 福岡
至 久留米
至 佐賀
国道385号バイパス
水田大川線
蒲池駅
大川東IC
国道385号
蒲池高柳線
高橋平井田線
久留米柳川線
瀬高久留米線
新田西蒲池線
大牟田川園線
柳川西IC
東蒲池柳河線
矢加部柳河線
柳川東IC
柳川筑後線
国道208号
枝光徳益線
矢加部駅
二ツ川
八女瀬高線バイパス
至 筑後船小屋駅
沖端川
鬼童町枝光線
柳川城島線
三橋IC
木元町島線
塩塚川
大和城島線
蒲池芦塚平田線
三橋京町通り線
柳川駅
三橋庁舎
国道443号
三橋筑紫橋線
西鉄柳川駅
下百町線
柳河通り線
外堀線
柳川庁舎
自由通路
内堀線
晴天浜武線
本町新田大川線
外堀線
徳益駅
南徳益上宮永町線
国道443号バイパス
矢部川
高田柳川線
徳益IC
至 みやま柳川IC
沖端川
有明海沿岸道路
塩塚駅
高田柳川線
国道208号
西鉄天神大牟田線
大牟田川園線バイパス
大牟田川園線
橋
大和庁舎
大和城島線
江堀内伏木線
大和北IC
中島栄線
大牟田川園線
大和南IC
中島駅
大牟田大三線
蒲池線高田
蒲池芦塚平田
高田IC
塩塚川
黒崎IC
至 大牟田
凡　例
都市型住宅地区
旧城下町住宅地区
田園隣接住宅地区
用途地域界
鉄道
道路網
構想路線
計画路線
整備済

▲住宅系土地利用

（２）商業系土地利用

①広域商業地区

広域商業地区は、広域的都市機能の集積を図る中心市街地ゾーンに配置し、快適な住環境と都市の核となる拠点づくりのためのにぎわいの創出を図ります。

■大規模集客施設の立地誘導

広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている広域拠点に、都市型住宅との共生を図りながら大規模集客施設を誘導します。

また、商業、業務、居住、文化、福祉、行政などの都市機能の集積を図り、広域拠点としての役割の向上を目指します。広域商業地区以外の一定規模以上の大規模な商業施設の立地を規制し、拠点集約化を図ります。

■快適な住環境と交流空間づくり

電柱の地中化などにより歩行者空間を確保するとともに、住まう人にも訪れる人にも優しいユニバーサルデザインを取り入れた快適な空間づくりを目指します。

■個性を生かす

掘割とのつながりを強化し、地域資源を生かした魅力ある商業地を形成します。

②観光商業地区

観光商業地区は、観光拠点に配置し、交流人口の増加を図ります。

■交流空間

観光客が訪れ、地域内外の人々が交流する商業空間づくりのため、安全・安心な交通体系を検討します。

■個性を生かす

漁港や掘割などの歴史･文化資源を生かすため、事業者や地域と協働して、個性を生かした良好な景観形成の実現を図ります。

③地域商業地区

地域商業地区は、地域拠点に配置し、定住人口を維持するためのにぎわいの維持を図ります。

■日常的な小売業の維持

日常的な小売業の維持を図り、商業、居住、福祉、行政など身近な都市機能の集積を目指します。

④沿道商業地区

沿道商業地区は、広域商業地区や地域商業地区への誘導に影響をおよぼさない規模・業態であることを前提に配置します。沿道商業施設の延長的な立地や農地への広がりを抑制するため、沿道の一定エリアでの配置とします。

■沿道商業地区の配置

既に沿道商業地区が一定規模形成されている地区に加え、来訪者や市民の利便性、産業の活性化、および既存集落の維持を考え、最低限の範囲に配置します。特定用途制限地域や地区計画など一定のルールづくりを行うことで地区の特性にふさわしい土地利用を推進します。

■沿道商業地区周辺

沿道商業地区周辺は、沿道商業施設の延長的立地が想定されるため、適切な土地利用の運用を図ります。

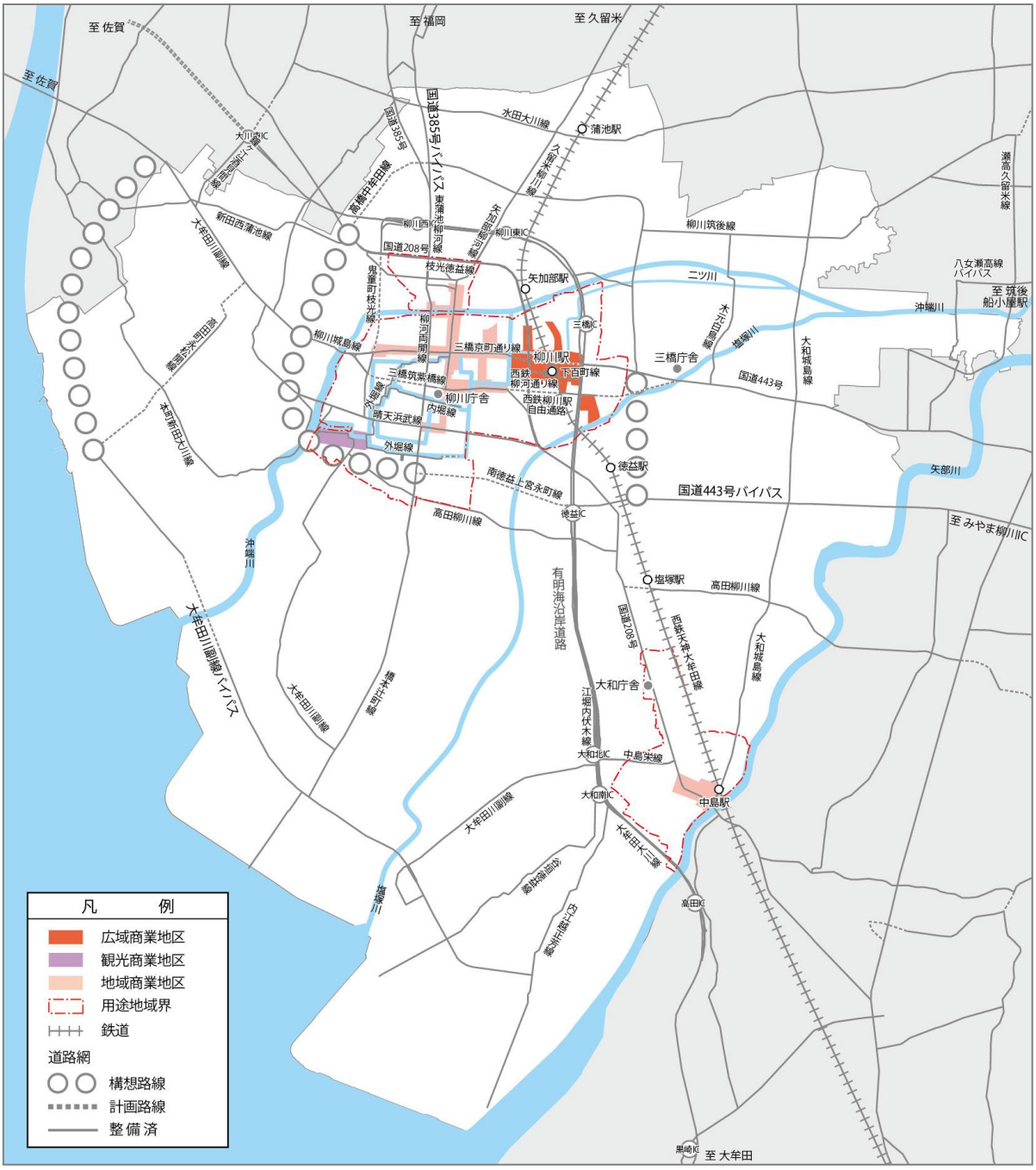

▲商業系土地利用

（３）産業系土地利用

①工業地区

雇用の創出、地域振興という観点から、枝光・柳河地区、筑紫町地区、鷹ノ尾・芝原地区などに工業地区を配置し、当面は地区内の住環境に配慮しながら、地区内の適切な場所へ工場施設の誘導を図ります。また、社会情勢の変化にあわせて、工業団地や流通団地の造成や新たな地区の配置を検討するとともに、周辺環境に配慮するため地区計画などの手法も検討しながら、企業の誘致と市内企業の転出防止を図ります。

なお、これらの工業地区については、立地や建て替えなどにおいて歴史的まちなみや掘割や景観との調和を図るよう、「柳川市景観計画（平成 24 年 3 月）」に示す景観形成基準に準拠することとします。

②農漁業関連産業地区

■漁業関連産業地区

主要な漁業である海苔養殖業を支援し、生産性や労働環境の向上を図る漁港施設と海苔加工施設などを一体的に集約した漁業団地の活用促進を図ります。

■農業関連産業地区の検討

柳川の農産物の販路拡大のため、市内外の人を対象とした直売所の整備を行うとともに、既存施設を利用した二次加工品の更なる展開を検討します。また、柳川ブランド化を推進するため販売･流通体制を強化します。

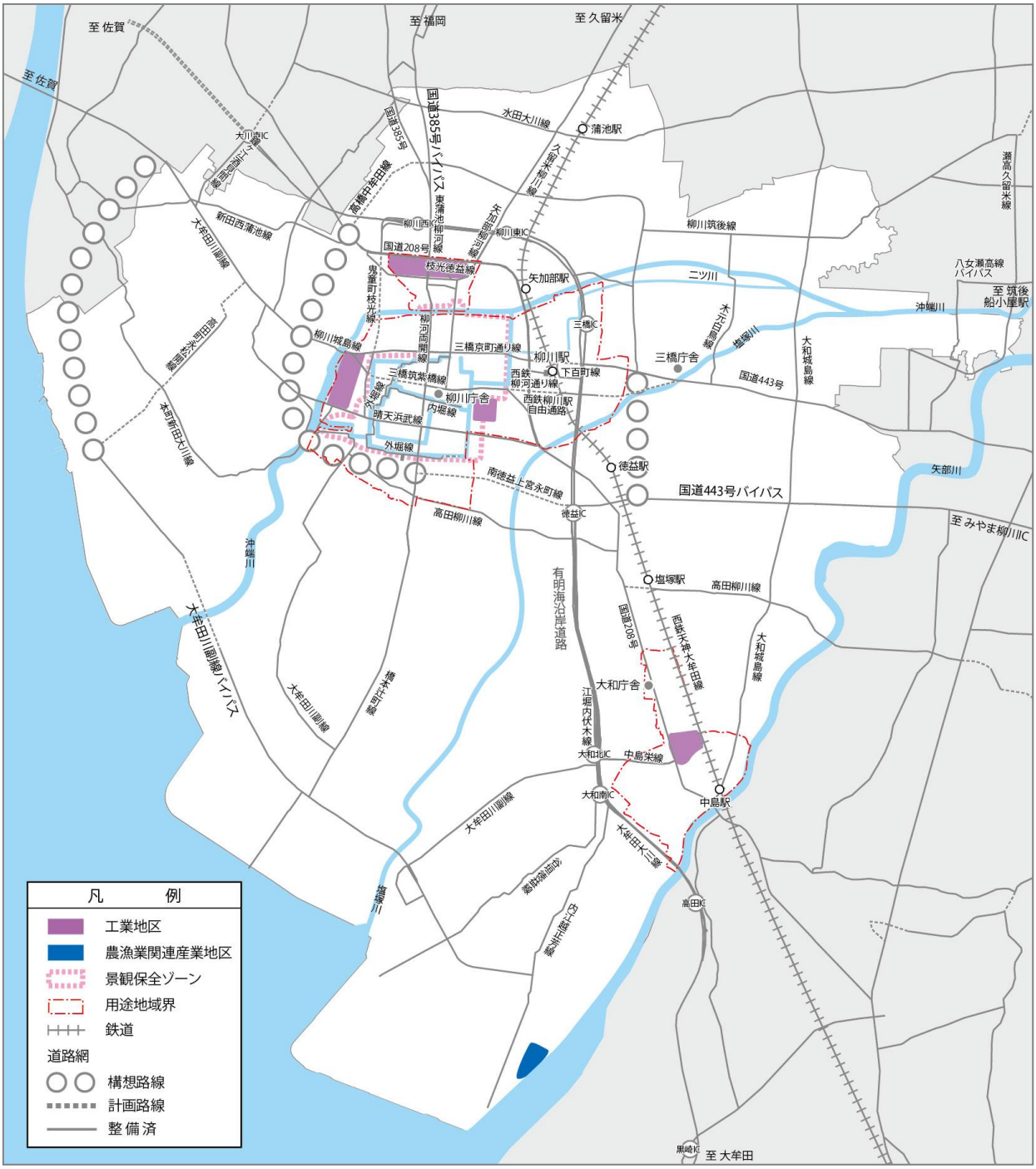
至 佐賀
至 福岡
至 久留米
至 佐賀
国道385号バイパス
水田大川線
蒲池駅
大川東IC
国道385号
久留米柳川線
瀬高久留米線
高橋平牟田線
新田西蒲池線
大牟田川園線
柳川西IC
東蒲池柳河線
矢加部柳河線
柳川東IC
柳川筑後線
国道208号
枝光徳益線
鬼童町枝光線
矢加部駅
二ツ川
八女瀬高線バイパス
至 筑後船小屋駅
沖端川
三橋IC
柳川城島線
柳河両開線
三橋京町通り線
柳川駅
木元町島線
塩塚川
三橋庁舎
大和城島線
国道443号
三橋筑紫橋線
西鉄柳河通り線
下百町線
柳川庁舎
西鉄柳川駅
自由通路
内堀線
晴天浜武線
外堀線
本町新田大川線
徳益駅
南徳益上宮永町線
国道443号バイパス
矢部川
徳益IC
高田柳川線
至 みやま柳川IC
沖端川
有明海沿岸道路
塩塚駅
高田柳川線
国道208号
西鉄天神大牟田線
大和城島線
大牟田川園線バイパス
大牟田川園線
大和庁舎
江堀内伏木線
大和北IC
中島栄線
大和南IC
中島駅
大牟田川園線
大牟田大三線
塩塚川
高田IC
黒崎IC
至 大牟田
凡　例
工業地区
農漁業関連産業地区
景観保全ゾーン
用途地域界
鉄道
道路網
構想路線
計画路線
整備済

▲産業系土地利用

（4）農業・自然系土地利用

①農業保全地域

市街地周辺および干拓地など農地保全ゾーンに広がる優良農地を農業保全地域とし、農地・農業の維持を図ります。ただし、情勢の変化に合わせて他の土地利用の配置が必要な場合は、周辺の営農環境などへの影響を小さくするよう最大限配慮するとともに、周辺の無秩序な土地利用を規制誘導するため、用途地域や地区計画などの検討を進めます。

■良好な営農環境の保全

農業基盤整備により農業の生産性の維持・向上を図るとともに、虫食い的な農地転用を抑制し、良好な営農環境を保全します。

■景観資源としての農地

干拓地に広がる田園は景観資源となっており、これらの保全を図ります。

■防災機能の維持

内水の浸水被害が多い本市において、水田は、洪水調整機能を果たしています。災害予防の観点から、水田の重要性を再認識し、保全を図ります。

②集落地域

市街地以外の地域で、家屋が一定のまとまりを持った地域を集落地域とし、農漁村部の集落の維持を図ります。集落は農漁村地域の生活の場として、生活環境の改善を図りながら、人口および既存コミュニティの維持を図ります。

③集落拠点地区

集落地域の中で小中学校、公民館など集落の中心となる施設が集積する地区に配置し、農漁村地域の拠点として公共交通の停車場や、非常時における避難場所などの公共サービスを集積します。

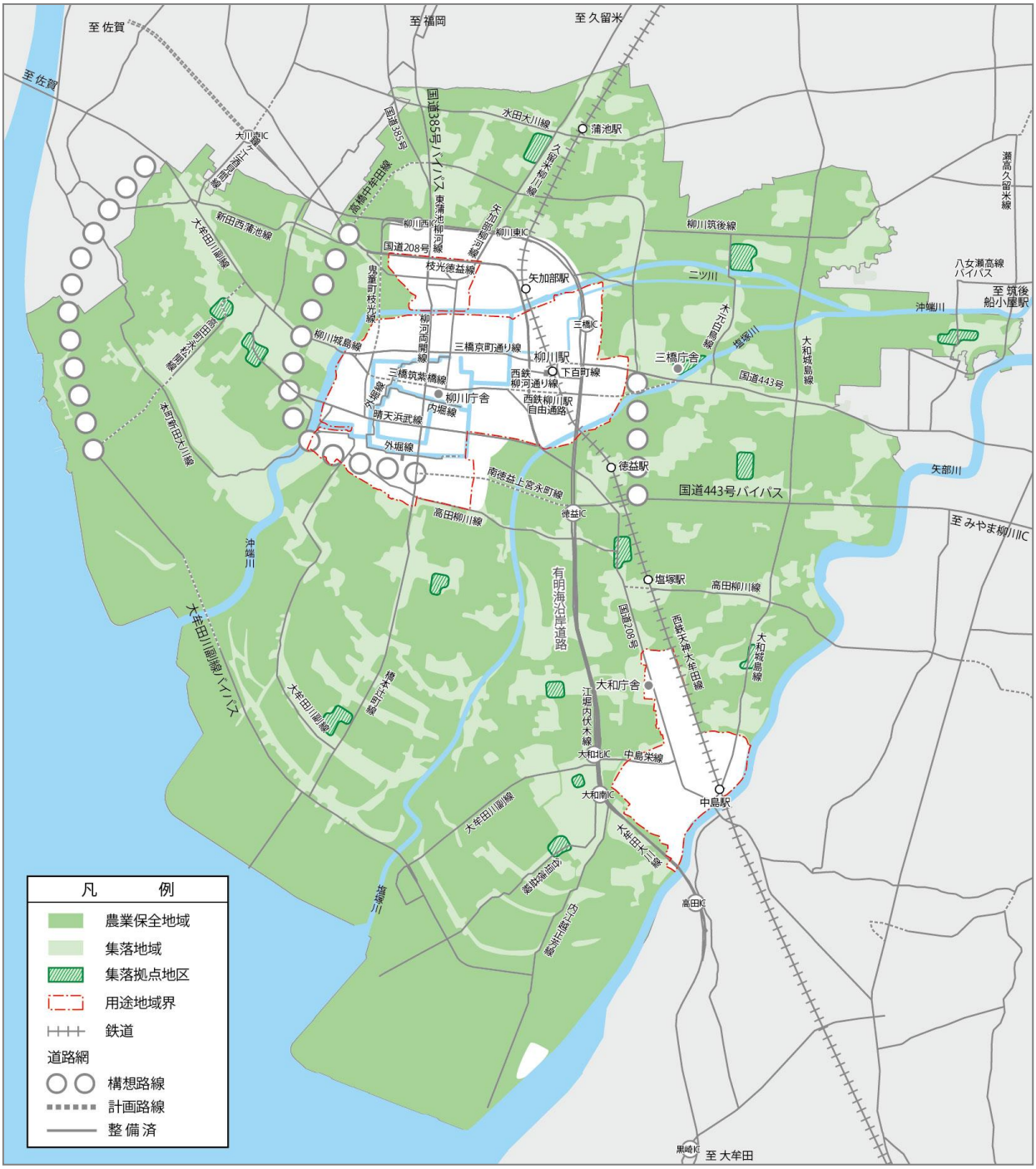
至 佐賀
至 福岡
至 久留米
至 佐賀
大川東IC
国道385号
国道385号バイパス
水田大川線
蒲池駅
久留米柳川線
瀬高久留米線
高橋中牟田線
新田西蒲池線
大牟田川圃線
柳川西
東蒲池柳河線
矢加部柳河線
柳川東IC
柳川筑後線
国道208号
枝光徳益線
矢加部駅
二ツ川
八女瀬高線バイパス
至 筑後船小屋駅
沖端川
鬼童町枝光線
三橋IC
大正島線
塩塚川
大和城島線
柳川城島線
三橋京町通り線
柳川駅
三橋庁舎
国道443号
三橋筑紫橋線
西鉄柳河通り線
下百町線
外堀線
柳川庁舎
西鉄柳川駅自由通路
晴天浜武線
内堀線
本町新田大川線
外堀線
徳益駅
南徳益上宮永町線
国道443号バイパス
矢部川
高田柳川線
徳益IC
至 みやま柳川IC
沖端川
有明海沿岸道路
塩塚駅
高田柳川線
国道208号
西鉄天神大牟田線
大和城島線
大牟田川圃線バイパス
大牟田川圃線
橋本牟田線
大和庁舎
江堀内伏木線
大和北IC
中島栄線
大和南IC
中島駅
大牟田川圃線
大牟田長三線
高田IC
塩塚川
黒崎駅
至 大牟田
凡　例
農業保全地域
集落地域
集落拠点地区
用途地域界
鉄道
道路網
構想路線
計画路線
整備済

▲農業・自然系土地利用

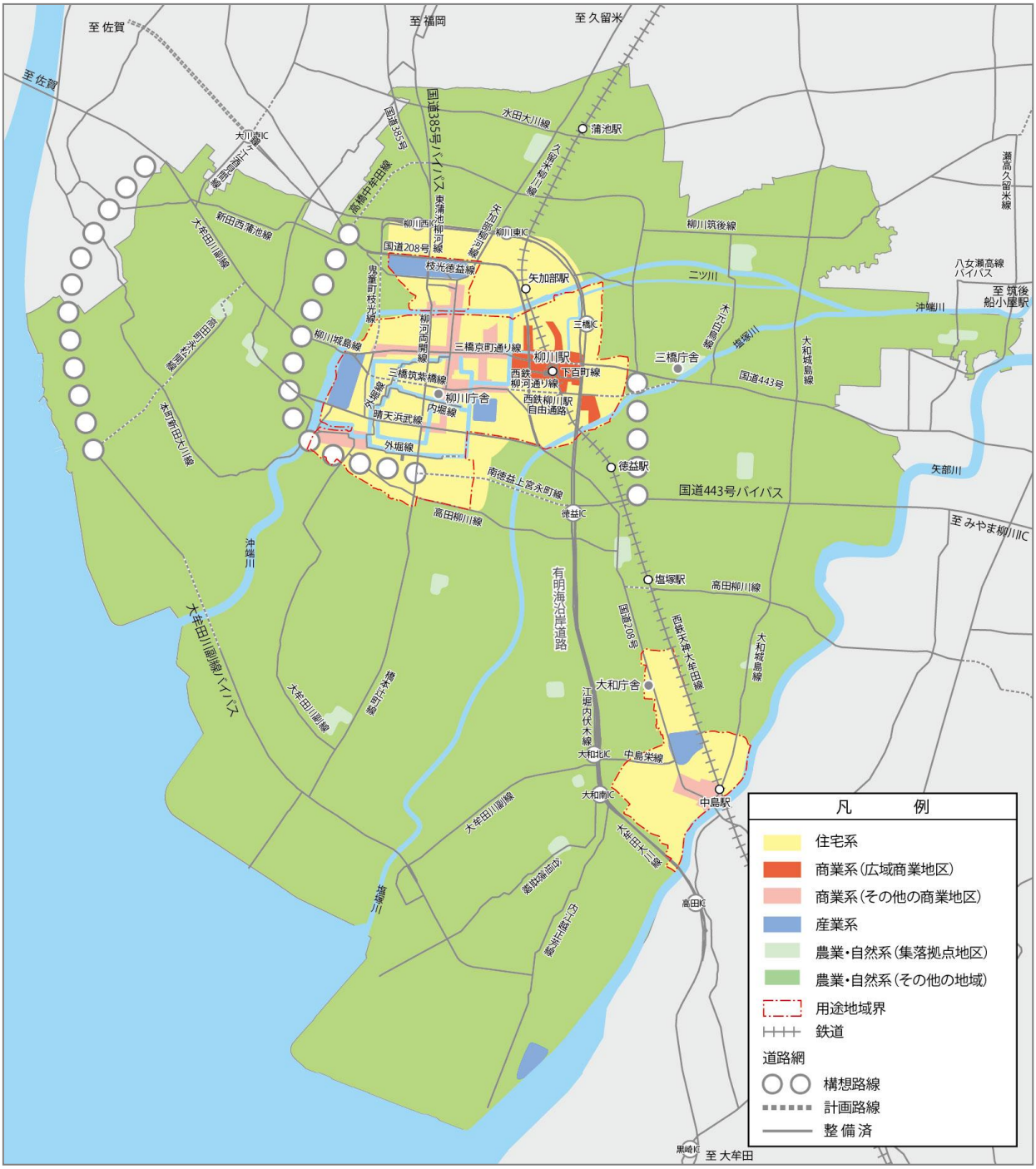
至 佐賀
至 福岡
至 久留米
至 佐賀
大川東IC
国道385号バイパス
国道385号
水田大川線
蒲池駅
久留米大川線
瀬高久留米線
高橋中牟田線
新田西蒲池線
大牟田川圏線
柳川西
東蒲池柳河線
柳川東IC
矢加部柳河線
柳川筑後線
国道208号
枝光徳益線
矢加部駅
二ツ川
八女瀬高線バイパス
至 筑後船小屋駅
沖端川
鬼童町枝光線
柳川城島線
三橋京町通り線
三橋IC
柳川駅
木塚城島線
塩塚川
三橋庁舎
大和城島線
三橋筑紫橋線
西鉄柳川駅
下百町線
柳河通り線
国道443号
柳川庁舎
外堀線
内堀線
西鉄柳川駅自由通路
晴天浜武線
本町新田大川線
外堀線
徳益駅
南徳益上宮永町線
国道443号バイパス
矢部川
高田柳川線
徳益IC
至 みやま柳川IC
沖端川
有明海沿岸道路
塩塚駅
高田柳川線
国道208号
西鉄天神大牟田線
大和城島線
大牟田川圏線バイパス
大牟田川圏線
橋
大和庁舎
江堀内伏木線
大和北IC
中島栄線
大和南IC
中島駅
大牟田川圏線
大牟田大三潟
塩塚川
高田IC
黒崎IC
至 大牟田
凡　例
住宅系
商業系（広域商業地区）
商業系（その他の商業地区）
産業系
農業・自然系（集落拠点地区）
農業・自然系（その他の地域）
用途地域界
鉄道
道路網
構想路線
計画路線
整備済

▲土地利用方針図

市街地整備

市街地整備とは、拠点整備や防災性の向上、居住環境の向上を目的として行う整備のことです。さらに宅地の利用増進を図ることで定住人口の増加が期待されます。

1　基本的な考え方

中心市街地活性化の推進

西鉄柳川駅西部は、古くから本市の中心市街地として市民の経済活動や生活を支えてきました。しかし、車社会の進展により人々の行動範囲が拡大し、郊外あるいは近隣市町への大型店舗へ買い物客が流れていることや、人口の減少、商店の後継者不足などにより空き店舗が増え、市街地の空洞化が進んでいます。自らの交通手段を持たない高齢者などにとっても快適である住環境や市中心部のにぎわいを失うことは、本市の魅力を失うことになります。柳川の個性を生かし、歩いて暮らせ、また訪れて楽しい中心市街地づくりを目指します。

広域拠点の基盤整備

計画的な市街地整備が必要な、交通利便性が高い西鉄柳川駅東部において、柳川駅東部区画整理事業を引き続き推進します。都市計画道路や公園などの公共施設の整備に加え、大規模集客施設の誘導や宅地の利用増進を図るなど、住みたい住み続けたい魅力ある市街地の形成を目指します。

防災性および居住環境の向上

木造住宅が密集し生活道路が狭い市街地は、避難路や緊急車両（救急車や消防車）の乗り入れなど防災時の対応に大きな不安を抱えています。安全で災害に強い市街地構造の形成を目指します。

２　市街地の整備方針

（１）中心市街地活性化の推進

■個性を生かした中心市街地づくり

本市の個性である、掘割に向き合った市街地づくりを行い、緑地空間を取り入れながら中心市街地のなかに人が集う憩いの空間を確保します。市街地活性化のためのソフト面の取り組みについては、市民、事業者を中心とした取り組みを推進します。

■歩行者優先型の道路整備

中心市街地内の道路については、住環境としての魅力を高めるため、高齢者やベビーカーを利用する子育て世代など訪れる人がゆったりと過ごせる歩行者を優先した道路づくりを行います。道路づくりにおいては、ハンプ（段差）や狭さく、電柱の地中化、通行制限など多様な手法を検討します。

（２）土地区画整理事業の推進

柳川駅東部土地区画整理事業は、新たな定住者を増やし定住人口を維持するため広域拠点の基盤整備事業として、本市の顔となるような個性的で魅力ある空間の形成を目指します。歩いて暮らせる都市づくりの先導的役割を果たす公共空間の整備やまちなみの誘導方法などを住民と協働して進め、必要に応じて用途地域や地区計画などの都市計画の変更を図ります。

（３）住宅市街地総合整備事業の推進

老朽化した木造住宅が密集し、道路が整備されていない中島二重地区において、防災性および居住環境の向上を図るため道路、防火水槽、ポケットパークを整備する住宅市街地総合整備事業を推進します。また、他の密集住宅地においては、各地区に応じた整備を検討します。

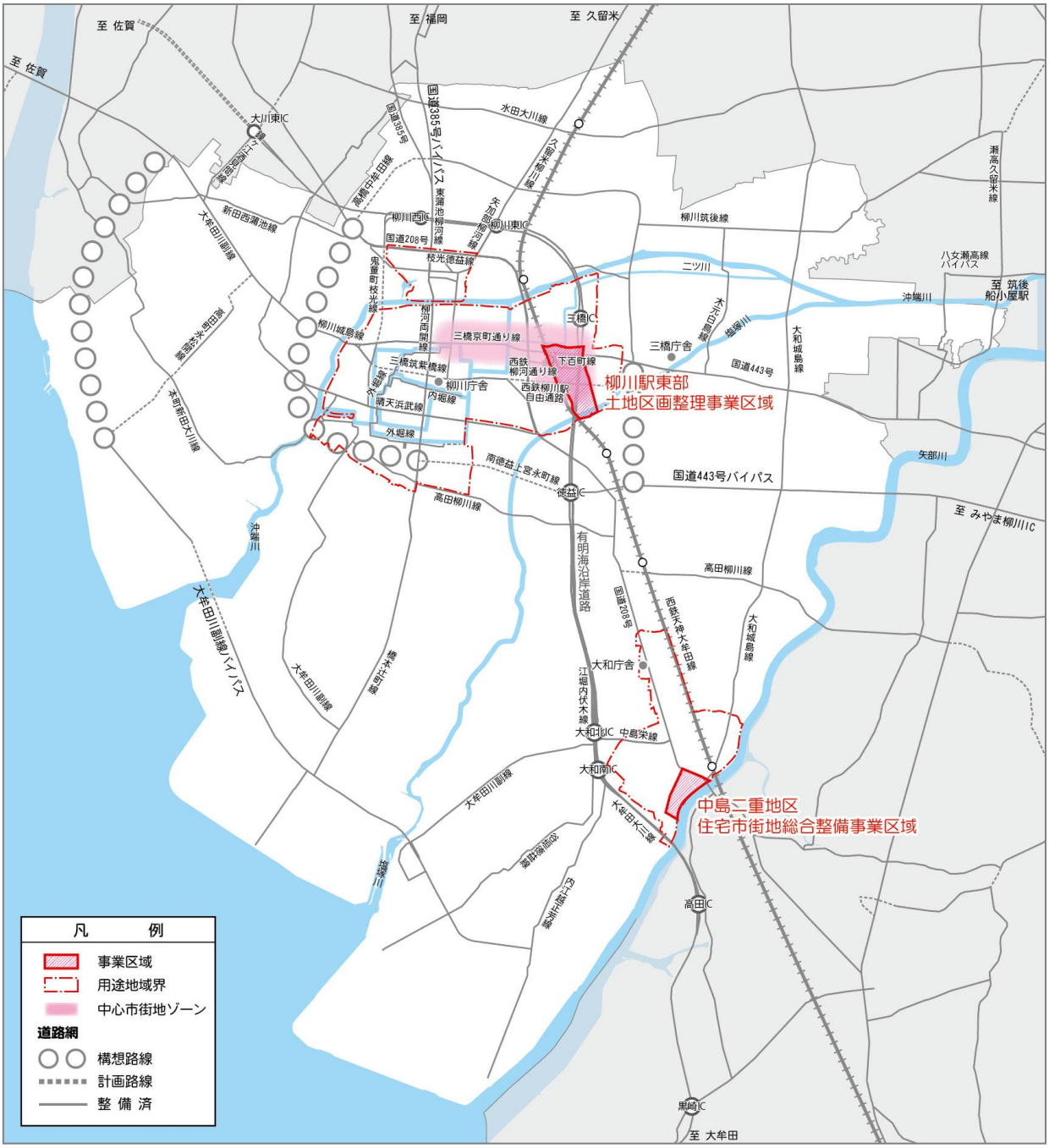
柳川駅東部
土地区画整理事業区域
中島二重地区
住宅市街地総合整備事業区域
凡　例
事業区域
用途地域界
中心市街地ゾーン
道路網
構想路線
計画路線
整 備 済

▲市街地整備の方針図

交通体系

交通体系は、人や乗り物が道路や線路を通って行き来する個個別別のことを総合的に組織化することです。ここでは、道路と公共交通、駐車場についての方針を掲げています。

1　基本的な考え方

『利便性』と『景観』のバランスと役割に応じた整備

観光や産業などに関わる広域道路の整備、歩行者や自転車の安全な通行空間の確保、身近な生活道路の整備など役割に応じた道路整備を行います。またその際には、本市の個性を失わないために景観と利便性のバランスのとれた道路網の構築を図るとともに、個性と活力のある都市を目指します。

連携強化による暮らしやすい都市の実現

利便性の高い公共交通体系を充実させ、都市機能の集積した核となる拠点と集落地区の連携強化により暮らしやすい都市の実現を目指します。

2　交通体系の区分

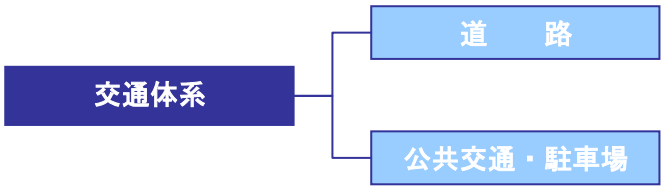

道　路

1　基本的な考え方

都市間を結ぶ広域道路網の形成

都市間の交流や観光などを通じて経済の活性化を図るため、また住環境としての魅力を高めるため、広域交通ネットワークの形成を目指し、地域高規格道路の整備や隣接都市を連絡する広域幹線道路の整備を行い活力ある都市を目指します。

まちなみや歴史資源と共存し、暮らしやすさを考えた地域内道路網の形成

拠点内または拠点間を結ぶ道路は、歩行者の安全を重視した整備を行い、拠点への集積と住環境の向上を目指します。また、市街地を中心に整備が進められている都市計画道路網について未整備区間の整備を進めるとともに、まちなみや景観と共存する生活道路網の形成により、個性を生かした暮らしやすく美しい市街地を目指します。

安全・快適な道路環境の実現

通学路などの生活道路は、歩行者や自転車の安全を考えた快適な道路環境の充実を図るとともに、自転車道など多様な道路整備を検討します。狭小道路の整備においては、地域の意見を取り入れながら、安全面や防災面を考えた整備を図り、安全快適な道路環境の実現を目指します。

広域的な幹線道路や地域間を結ぶ幹線道路は、地震などの災害の発生を考慮し、発生直後から必要となる緊急輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路としての機能確保を図ります。

2　整備方針

道路を次のように区分し、体系的な道路ネットワークを形成します。

	区　分	役　割
広域幹線道路網	地域高規格道路	広域的な都市間の交流の促進、佐賀空港や三池港などの重要交通拠点との連係機能を持つ、道路交通網の中でも重要な骨格を形成する道路 ■有明海沿岸道路
	広域幹線道路	主要都市や九州縦貫自動車道と連係し、南筑後における交通の主軸としての機能を持つと共に、本市の玄関口としての機能を併せ持つ円滑な物資の流通や地域間交流の骨格となる主要な道路 ■国道 208 号、国道 385 号および同バイパス、国道 443 号および同バイパスなどの国道 ■大牟田川副線および同バイパス、久留米柳川線、大和城島線、瀬高久留米線、八女瀬高線および同バイパスの主要地方道
生活道路網	地域間幹線道路	広域幹線道路網へアクセスする道路、拠点間を結び市民相互の交流を促進する道路、市街地を支える都市計画道路など生活道路の骨格を形成する道路 ■一般県道、都市計画道路、市街地外環状道路
	生活道路（市道）	通学路など地域住民が日常的に使用する生活に密着した市内全域を網羅する道路 ■市道

≪広域幹線道路網≫

（１）地域高規格道路の整備

■有明海沿岸地域の広域高速ネットワークの形成

三池港や佐賀空港などの主要交通拠点および大牟田市、みやま市、大川市、佐賀市、熊本県荒尾市といった有明海沿岸都市を連係する有明海沿岸道路の整備を促進するなど、広域高速ネットワークの形成を推進するとともに、通過交通の分離を図ることで市街地を通る国道208 号線などの幹線道路の混雑緩和を図ります。

（２）広域幹線道路の整備

■福岡・久留米都市圏を結ぶ広域幹線道路の整備

通勤通学や買い物など日常的に結びつきの強い福岡・久留米都市圏との連係を強化する路線として、国道 385 号バイパスを位置付けます。

また、県内だけでなく九州各県や遠方からの流入口となる九州縦貫自動車道みやま柳川 IC に連結するとともに、地域高規格道路の有明海沿岸道路に連結する広域幹線道路ネットワークを結ぶ路線として国道 443 号バイパスを位置付けます。また、九州縦貫自動車道と有明海沿岸道路のアクセスにより、中心市街地内に流入する通過交通をスムーズに分離することで、市街地の安全を確保します。

また、大牟田川副線バイパスなどの主要地方道の事業促進を国や県に働きかけ、利便性の高い広域幹線道路網の実現を図ります。

さらに、広域幹線道路沿線には、道路利用者への安全で快適な道路環境を提供するとともに、災害対策や地域振興といった機能確保を検討します。

≪生活道路網≫

（３）地域間幹線道路の整備

①広域幹線道路網とのアクセス強化

広域幹線道路網と中心市街地を結ぶ（都）鬼童町枝光線、（都）三橋筑紫橋線の整備を図り、中心市街地内への通過交通の流入を防ぎながら、地域内外の交通にとって利便性が高い安全で快適な中心市街地づくりを行うための道路網を構築します。特に（都）三橋筑紫橋線の柳川庁舎の西側については、アクセス強化とあわせて、安全面、防災面と、景観とのバランスを考えながら道路整備を進めます。（都）南徳益上宮永町線は、九州縦貫自動車道のみやま柳川 IC に接続する国道 443 号バイパスから、市街地の観光拠点と文化拠点を結ぶ利便性の高い路線として整備を進めます。

②市街地環状道路網の形成

市内の拠点を結び、市民相互の交流を促進するとともに広域拠点内の混雑緩和や安全確保のため、広域拠点を通過する交通の迂回路や災害時の代替ルートとなる環状道路網を形成します。（市）高橋中牟田線の整備を推進するとともに、環状道路網を形成する構想部分については、必要性や実現性を考えながら具体的なルートを検討します。

③中心市街地の骨格を担う生活道路網の構築

昭和 40 年代に計画されていた都市計画道路については、長期未着手で計画の実現性が低いことやまちなみ保存の観点から平成 23 年度に大幅な見直しを行いました。

しかしながら、見直し後の都市計画道路のうち、約 3 割の未整備区間を有することから、市の財政状況を考慮しながら、長期未着手とならないよう整備を進めます。

（４）生活道路網の道路環境の整備

生活に密着した生活道路は、安全で快適な都市づくりのために道路環境の充実を図ります。特に拠点内、通学路、拠点間をつなぐ路線については、地域の実情に応じて、歩行者や自転車など多様な利用者が安全・安心して共存できる環境の整備やユニバーサルデザイン化などについて検討します。

（５）歴史的まちなみにおける道路整備

「柳川市景観計画（平成 24 年 3 月）」に基づき、公共事業における景観への配慮に関する基本的な考え方、景観の配慮が必要となる事業、景観への配慮事項を示すことで、統一的な判断に基づく公共事業を推進し、本市における良好な景観形成を促進します。特に城堀周辺地区や旧城下町地区では、舗装材やその色彩について周辺区間との連続性や周囲の景観との調和の観点から整備を検討するなど、通常の道路よりもきめ細やかな整備を検討します。

至 佐賀
至 福岡
至 久留米
大川東IC
国道385号バイパス
水田大川線
蒲池駅
柳川西IC
柳川東IC
国道208号
枝光徳益線
矢加部駅
柳川筑後線
二ツ川
沖端川
八女瀬高線バイパス
至 筑後船小屋駅
瀬高久留米線
三橋IC
三橋京町通り線
柳川駅
下百町線
三橋庁舎
国道443号
塩塚川
大和城島線
柳川城島線
三橋筑紫橋線
柳川庁舎
晴天浜武線
内堀線
外堀線
西鉄柳川駅
自由通路
徳益駅
南徳益上宮永町線
国道443号バイパス
矢部川
徳益IC
高田柳川線
至 みやま柳川IC
有明海沿岸道路
塩塚駅
高田柳川線
国道208号
西鉄大牟田線
大和庁舎
江湖内伏木線
大和北IC
中島栄線
大和南IC
中島駅
大牟田川園線
大牟田大三線
高田IC
黒崎IC
至 大牟田
大牟田川園線バイパス
凡　例
地域高規格道路
インターチェンジ部
広域幹線道路
地域間幹線道路
市街地外環状道路
主要な生活道路
用途地域界
構想路線
計画路線
整備済

▲交通網の整備方針図

公共交通・駐車場

1　基本的な考え方

日常生活を支える公共交通ネットワークの実現

福岡・久留米・大牟田など県内の主要都市と本市を結ぶ西鉄天神大牟田線柳川駅などの鉄道駅と各拠点や主要都市施設を結ぶバス路線は、福岡・久留米・大牟田方面への通勤通学者、自らの交通手段を持たない居住者にとって定住環境の条件のひとつです。住みたい住み続けたい都市を目指すために、公共交通サービスを低下させないよう利用を促進するとともに、交通機能相互の連携を強化するなど利便性向上を図ります。

観光を支える公共交通ネットワークの実現

公共交通（鉄道）を利用する観光客の玄関口である西鉄天神大牟田線柳川駅と観光拠点や文化拠点を公共交通でつなぎ、市民や来訪者の利便性を高めるとともに、まち歩きなどの観光行動に対応した公共交通ネットワークの実現を目指します。

2　整備方針

（1）西鉄天神大牟田線の活性化

本市を縦断する西鉄天神大牟田線は福岡都市部や久留米・大牟田など県内の主要都市をつなぎ、大量輸送性、速達性、定時性などの面で優れた交通機関です。

今後も、輸送力の増強・高度化および他の公共交通の活性化を図るため、利用者の需要動向を見定めながら鉄道事業者や沿線市町と連携して、運行頻度の増加や複線化などを要望し、交流人口の増加と交通の利便性の向上を図ります。

（2）交通結節点の強化

①西鉄柳川駅

西鉄柳川駅は、広域から多くの人が集まり、路線バスと鉄道が接続する鉄道駅として重要な交通結節点としての役割を担っています。そこで、これまで課題となっていた、通勤通学時間帯の送迎車両による混雑解消や、東側からの利便性確保、観光の玄関口として柳川らしい空間の創出などに対応するため、東口駅前広場の新設や西口駅前広場の改修、並びに両駅前広場を結ぶ自由通路整備などの施設整備と、鉄道事業者による駅舎の大規模改修を行い交通結節点機能の強化などを図っています。今後は、観光地の玄関口としてさらににぎわいと柳川らしさのある空間の創出を検討するとともに施設の利活用やまち歩き観光などを進め、利用者の増加と利用圏域の拡大を図り、まちの活性化と公共交通機関の維持などを図ります。

また、土地区画整理事業と連携して、駅東部の都市型住宅地の魅力を高め、新たな定住人口を創出し利用促進を図ります。

②西鉄中島駅

西鉄中島駅は、地域拠点の交通結節点としての役割を担っています。事業者と連携した駐車場や駐輪場の整備などについての検討、複線化による時間短縮などにより、利便性を向上し、利用圏域の拡大を図ります。また、駅周辺は、住環境を整備することで定住人口を維持し、日常の買い物の場である朝市や地域の伝統的な祭りなど地区の交流、にぎわいの場を維持する環境づくりを図ります。

③その他の駅

西鉄蒲池駅、西鉄矢加部駅、西鉄徳益駅、西鉄塩塚駅については、需要に応じて事業者と連携した駐車場や駐輪場の整備などの結節機能を検討することにより利便性の向上を図ります。

（３）バス路線の維持と活性化

①拠点間と主要公共施設を結ぶバス路線の構築

各拠点間と駅・学校・病院などの主要公共施設をつなぐことで、通勤通学や買い物などに利用しやすいバス路線を事業者や地域と連携しながら構築します。また、観光拠点をはじめとした観光スポットと広域拠点などをつなぐことで、観光の面的な広がりと観光客の利便性を確保します。

②快適性・分かりやすさの向上による利用促進

日常の足として路線バスの利用を促すために、ノンステップ（低床）バスの導入やバス停にとらわれない自由な乗降など、快適性や利便性の向上、ルート設定など利用者の増加と運行サービスの向上について事業者と連携しながら検討します。

③身近な公共交通手段の確保

自らの交通手段を持たない高齢者などが、タクシーなど民間交通事業者のサービス利用と併せて、日常の買い物や、病院、公共施設などを利用できるように、コミュニティバスなど最適な運行形態を検討するとともに、その運行を持続できるよう利用促進を図ります。

（４）駐車場の計画的な配置

広域幹線道路網の整備により市内の交通量が増加することが想定されます。特に広域交通の流入による渋滞が考えられる広域拠点や観光拠点について、安全で快適な住環境やまち歩き観光を阻害することのないよう、広域道路網からの流れを考えながら駐車場の適正な配置を行います。

また、利用しやすく、分かりやすい、まとまった規模での駐車場整備や観光客集中時における周辺駐車場の開放などについて、民間の駐車場整備の推移を考えたうえで計画的に行います。

（５）観光拠点における交通体系の検討

観光拠点である沖端地区において観光客の多くが自動車や大型バスで訪れるため繁忙期においては掘割沿いに自動車が連なり、観光客も車を避けて歩かなければならない状態です。交流人口増加へつなげるためには、城下町としての風情を保存・再生し、来訪者へのおもてなしの心が伝わるように、車中心から歩行者中心の交通体系へ転換することが必要です。郊外に駐車場を設けた上でのパークアンドライドなどを検討します。

▲公共交通の整備方針図

都市施設
（供給施設・処理施設等）

都市施設は、都市の骨格となる市民のくらしと住みよい環境を守るための施設のことです。ここでは、上下水道、ごみ処理場などの供給施設・処理施設と学校や病院などの公共公益施設、情報基盤の方針を掲げています。

1　基本的な考え方

安全で快適な都市づくり

都市を支える基盤施設として上水道、下水道、ごみ処理場、し尿処理場を適切に配置、整備を行い安全で快適な都市づくりを目指します。

利便性の高い施設配置

市役所、病院、学校などの公共公益施設を拠点に集中して配置することで、住民にとって利便性の高い都市構造の実現を目指します。

2　都市施設の区分

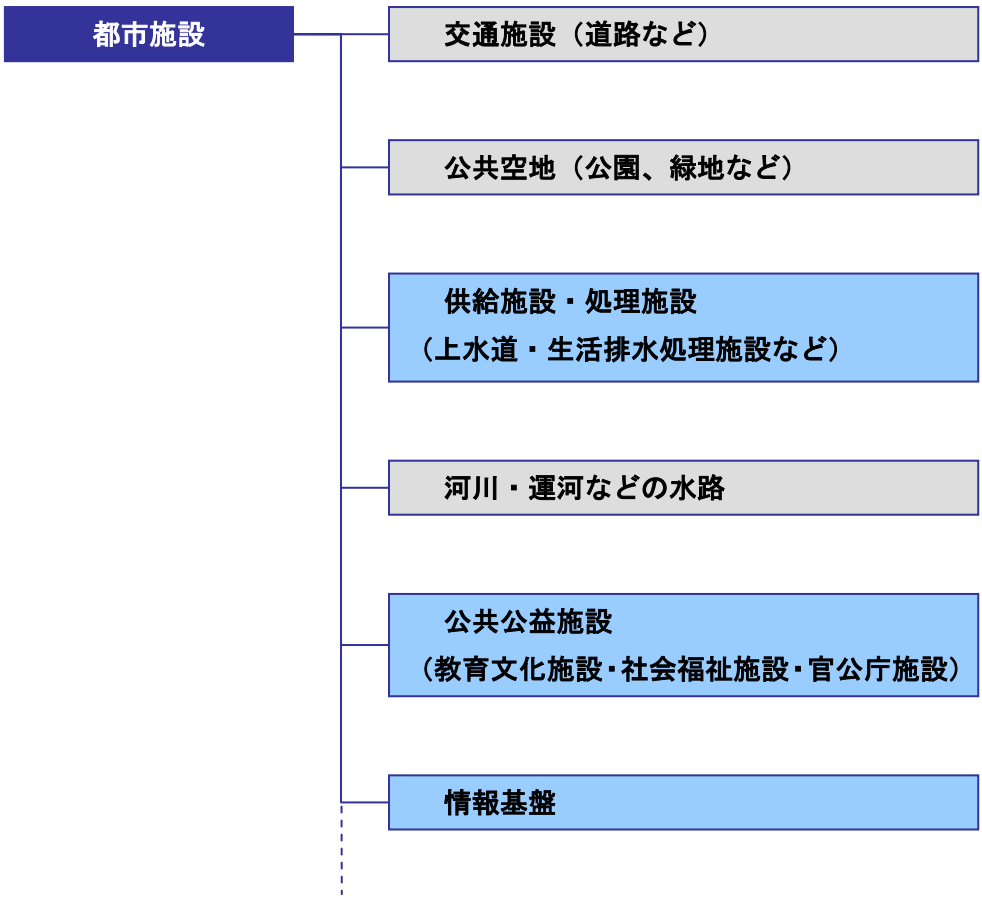

上水道

1　基本的な考え方

将来の水需要に対応した質の高い安定供給の実現

上水道は、市民の生活に不可欠なライフラインであり、飲料水をはじめとした生活用水の安定的な供給を確保することが必要です。計画的かつ効率的な水道施設の整備と更新を進め、将来の水需要に対応した質の高い水道水の安定供給に努めます。

2　上水道の整備方針

（1）水資源の確保および水質の保全

将来の水需要に対応した質の高い水道水の安定供給のために、福岡県南広域水道企業団からの安定給水の確保に努めます。また、筑後川水系水資源開発基本計画による水源の確保に努めます。

（2）計画的な施設の整備と更新

給水区域内を合理的に配水する配管網の検討や給水不良に対応できる配水管および水道施設、設備の整備を図ります。

生活排水処理施設

1　基本的な考え方

美しい水環境の実現

本市においては、縦横に張り巡らされた掘割の水環境が、主要産業の農漁業の生産基盤、住民の生活環境、観光関連産業による住民の雇用確保など幅広く影響を与えています。しかしながら、生活雑排水などにより水環境の悪化が進んでいる状況にあります。公共下水道や合併処理浄化槽は、住民が快適にしかも健康で文化的な生活を営むための基盤であり、河川、掘割などへの生活雑排水や事業所排水の流入抑止といった公共用水域の水質保全という大きな役割があります。水環境の改善に大きな役割を果たす公共下水道の計画的な整備の推進と合併処理浄化槽の設置を促進し、美しい水環境の実現を目指します。

2　生活排水処理施設の整備方針

（1）公共下水道事業の推進

本市では昭和 56 年度から地域住民の生活環境改善ならびに公共用水域の水質保全を図るため、旧柳川市、旧三橋町の一部を処理区域とする本市（柳川・三橋）公共下水道により整備を進めています。今後も事業計画区域内の整備を推進するとともに、加入促進に努め、下水道普及率の向上を図ります。地域毎の戸数など市街地形成の動向を踏まえながら事業計画区域の見直しや整備の優先順位を検討し、効率的・効果的な生活排水の処理を進めます。また、柳川浄化センターの機能の確保を図り、生活排水の高度処理を行い、処理水の有効利用を図ります。

（2）合併処理浄化槽設置の促進

縦横に張り巡らされた掘割は、公共下水道の面的な事業を難しくしています。生活排水の処理については、地域の特性と投資効果を考え最も効率的な方法を選択する必要があります。人口が密集している場所は、公共下水道を、下水道処理区域以外の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

ごみ処理場・し尿処理場

1　基本的な考え方

ごみの適正処理と減量化

人が生活をする中で発生するごみ処理は都市の大きな課題です。平成 3 年から稼働しているクリーンセンターは、建設から概ね 25 年が経過するなか、施設の一部に老朽化がみられるとともに、維持管理費が年々増加している現状にあります。これらの現状を踏まえ、適地への移転も考慮したごみの適正処理、処理工場の整備充実と同時に、市民と一体となったごみの減量化を目指します。

2　ごみ処理場・し尿処理場の整備方針

（1）ごみ処理場

ごみ処理は、主にクリーンセンターで焼却処理を行っています。今後もごみの効率的な処理体制の確保と運用を図ります。クリーンセンターの建物や焼却炉の老朽化が進み、維持補修、修繕費などは年々増加傾向にあります。そのため資源ごみの中間処理を行うリサイクルセンターや、環境学習の場の設置などを含め、新たな適地へ移転し、必要となる交通基盤の整備も合わせて検討を行います。

（2）し尿処理場

し尿処理については、大川柳川衛生組合により大川市に設置された筑水園において処理しています。今後も、広域処理による効率的な運用と適正処理を図ります。

（3）循環型社会の実現

ごみ総排出量の将来予測は、現状の施策のままの場合、ほぼ横ばいで推移すると予想していますが、今後の人口減少を考慮した場合、一人当たりのごみ排出量は増加傾向に推移すると予想できます。豊かな環境と限りある資源を次の世代に引き継ぐためには、今のライフスタイルを見直し、生産、流通、消費、廃棄のそれぞれの段階で資源を有効に使うことで、環境への負荷をできるだけ減らす循環型社会への転換が求められています。そこで、体系的な施策を講じるとともに市民一人ひとりの意識の向上、分別収集の徹底強化などごみの減量化の取り組みを推進します。

公共公益施設（教育文化施設・社会福祉施設・官公庁施設など）

1　基本的な考え方

利便性の高い施設配置

新たな公共公益施設の整備においては、広域拠点、地域拠点および生活拠点に配置します。一定の集客を伴い、広域性の高い公共公益施設は出来る限り広域拠点に、身近な公共サービスを提供する公共公益施設については、役割に応じて地域拠点および生活拠点に配置し、利便性の高いコンパクトな都市構造の実現を目指します。

2　整備方針

（1）公共公益施設に対する各拠点への立地誘導

本市が新たに整備を行う公共公益施設については、できる限り各拠点内への立地を行っていきます。特に、市やその他の行政機関が行う公共公益施設については、必要性や現地の状況を勘案した計画・誘導を図るとともに、多くの市民が利用する施設の整備においては、高齢者や障害者などをはじめ、すべての人が利用できるように、ユニバーサルデザインの考えに基づいて整備することを基本とします。また、事業者が行う公共公益施設についても各拠点内への立地誘導を促進します。

（2）市民（文化）会館の移転

柳川市民会館は、昭和 46 年に開館し、市の文化施設として広く利用されてきました。しかしながら、老朽化が進行しているうえ、耐震基準を満たしていないなど、安全面での課題を抱えています。また、駐車場の不足などの問題がみられることから、現在の施設改修では、これらの問題を改善することは困難な状況にあります。今後は、市民文化会館として新たに整備を推進します。

（3）施設の配置

市民サービスの拠点となる公共施設の安全性や機能の維持、公共施設の適正配置の実現とそれに伴う財政負担の軽減、平準化を目的として、「柳川市公共施設等総合管理計画」を策定しています。同計画により、施設の更新、統廃合、長寿命化等、総合的かつ計画的な管理を推進します。

情報基盤

1　基本的な考え方

情報基盤の充実した都市の実現

いつでもどこでも受けられる利便性の高い公共サービス、くらしの様々な場面で活用でき、快適な情報環境が整う住みよい環境、情報関連産業の誘致を実現するため情報基盤の充実した都市の実現を目指します。

2　整備方針

（1）利便性の高い公共サービスと住みよい環境の整備

時間や場所にとらわれない公共サービスの提供を望む市民の声を受け、身近な分野からの情報化を進め、利用者重視の電子自治体の構築を図ります。また、ICT（情報通信技術）をくらしの様々な場面で活用するための土台である情報基盤の整備を事業者へ働きかけます。

（2）情報関連産業の誘致

ICT（情報通信技術）の飛躍的な成長の流れを受け、情報関連産業はさらに成長すると見込まれます。情報関連産業の誘致は、雇用の確保や産業振興を図るために有効であり、積極的に誘致促進を図ります。

▲都市施設（供給処理施設等）の整備方針図

自然環境

自然環境は、河川や掘割、草木、動物など人間社会を取りまき、人と関わる全ての環境のことを指します。ここでは、水の環境と緑の環境とくらしの環境の３区分に分けてそれぞれの方針を掲げました。

１　基本的な考え方

まもる　～歴史とともに育まれた資源と文化を守る都市づくり～

市内には、旧堤防や掘割、神社仏閣や名木や古木の緑など歴史とともに育まれてきた守るべき貴重な資源があります。これらは文化遺産であるとともに観光資源でもあります。それぞれの時代の営みとともにある資源と文化を守り再生していくことを目指します。

ふやす　～水と緑あふれる都市づくり～

本市の水面積は、市域面積の１割を占め、全国でも有数の『水郷』として知られています。その自然豊かな水環境と豊かな田園や水辺の柳を中心とした樹木などの緑地空間は、市民や来訪者に潤いを与える市民の交流や憩いの空間となるとともに快適な住環境を創出します。豊かな水と緑をふやし美しい都市を目指します。

つなぐ　～水と緑をつなぎ広がりのある都市づくり～

市内にある公園や神社仏閣などの緑地はそれぞれが点在しています。それらの点を道路や掘割などの線を緑化しつなぐことで、人が楽しみながら暮らすことのできる自然豊かな空間づくりを目指します。河川や有明海は、本市だけでなく広域的なつながりを持った取り組みが必要です。他地域と連携した整備や景観形成を目指します。

くらす　～市民・行政・事業者が一体となった都市づくり～

豊かな水や緑の維持には、市民や事業者の協力が不可欠です。市民と事業者と行政が協働した自然環境の維持管理活動を目指します。自然環境の維持活動、体験を通して地域や自然への愛着や責任感を醸成し、人と人とのつながりがある都市づくりを目指します。

2　自然環境の区分

自然環境について水・緑・くらしの環境の 3 区分に分けて整備方針を整理しました。

区分	内訳		定義
水の環境	掘割	景観保全ゾーン	柳川市景観計画の城堀周辺地区、旧城下町地区、西鉄柳川駅周辺地区の城堀沿いや川下りコース、散策コース、その他国名勝指定区域など、多くの人の目に触れる箇所の水面を指す。
		上記以外	掘割（景観保全ゾーン）以外の水面
	河川		筑後川、矢部川、沖端川、二ツ川、塩塚川、花宗川、太田川
	有明海		－
緑の環境	緑化		樹木などをたくさん植えて緑あふれる土地にすること
	農地		－
	樹林地・樹木		樹林地：公園や神社仏閣にある樹木が密集して植栽されている場所
くらしの環境	公園		誰もが利用できる憩いの場所
	公共施設		学校、公民館などの教育文化施設、病院などの社会福祉施設、市役所などの官公庁施設
	住宅・市街地		住宅：戸建住宅・集合住宅・マンションなど住民が住むための家 市街地：ここでは、用途地域および用途地域と一体となった建物の集積がみられる地区
	緑化活動		環境を守り育てる活動

水の環境

1　基本的な考え方

生活を守る機能を維持しながら行う役割に応じた整備

本市は、その地理的特徴から標高が低い土地が多く、さらに水はけも悪いため集中豪雨時の内水氾濫で家屋浸水などの被害を受けてきました。また、先人の知恵と技術によって、市全域に縦横に水郷柳川の骨格である掘割がつくられました。掘割は、堰や樋門などを利用した治水と利水を兼ね備えたシステム「もたせ」などにより大雨の際に雨水を一時遊ばせて内水氾濫を防ぐ「遊水機能」や雨水を貯めて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、水生生物や微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」などの私達の生活を守る機能を備えています。それらの機能を維持しながら、地域の中における掘割の役割に応じた整備を行い豊かな水の環境のある水郷を目指します。

水と親しむ整備と取り組み

社会経済活動の拡大や生活様式の変化などに伴い、水と人との関わり方は大きく変化し、水の環境と人とがふれあう機会が減っています。水に親しむことのできる整備、稀少な動植物など自然環境の維持活動、体験を通して地域や自然への愛着や責任感を醸成する取り組みを行い、協働して水の環境を守り育てるとともに、水の環境を生かした都市づくりを目指します。

2　整備方針

（1）いのちの水の確保と改善

①水量の確保

水量は、日向神ダムからの放流量に大きく影響されます。そのため、流域の市町村や関係機関や関係団体と連携・協力し、矢部川からの流水経路となる沖端川、二ツ川、花宗川、塩塚川の改修整備促進を図ります。

②水質の改善

公共下水道事業と合併処理浄化槽設置事業により水質保全を進めるとともに、クリーンエネルギーや水生植物を利用した浄化策を検討します。市民、行政、事業所が協働して掘割へ汚水を流さない意識の啓発や EM などを利用した浄化策を進めます。

③流域連携

掘割の流水確保や水質浄化のため、矢部川や筑後川流域の関係市町村、団体と植林や草刈り、ごみ拾いなど連携を図り、流域全体の住民の理解と協力を求めます。

④生態系の保護

掘割をコンクリートで固める三面張りや堀底を土壌改良で固める工法などを見直し、状況に応じて可能な限り、自然と共生できる工法の護岸整備を推進します。

（２）掘割（景観保全ゾーン）

①整備

景観保全ゾーンを流れる掘割は、水郷のまち柳川の象徴であり、その掘割の一部は、「水郷柳河」として国の名勝指定を受けています。そこで「柳川市景観計画（平成 24 年 3 月）」中心市街地エリアの景観形成方針および景観形成基準などに配慮し、市民の誇れる資源として、生活を守る機能を維持しながら護岸や水際など景観を考えた整備を図ります。

②掘割と人との関わりの復活と水のネットワークづくり

本市の特色を生かすためには、まちの象徴である掘割と向き合ったまちづくりが必要です。そこで、市民や事業者との連携・協働のもと掘割と人との関わりを考え、良好な景観づくりを進めます。また、ネットワーク化された掘割を市民や来訪者が散策し、楽しむための水辺の散歩道などの遊歩道や親水公園の整備を進めます。

（３）掘割（景観保全ゾーン以外）

①集落内および田園の掘割

「柳川市景観計画」の田園エリアや有明海干拓地エリアの景観形成方針および景観形成基準に配慮した整備を行います。

（４）河川

①風水害に備えた河川改修と高潮対策

本市では、地理的・地形的特徴から、特に大雨や台風時に満潮が重なった時など、水害が発生してきました。近年は、河川改修などにより被害は減少傾向にあるものの、平成 24 年 7 月には、九州北部を襲った集中豪雨により矢部川や沖端川の堤防が決壊し、本市も被災しました。このため、激特事業を進めるとともに、高潮対策や河川改修を引き続き促進していきます。また、柳川市地域防災計画に基づき、災害時の危難場所や経路などの情報について市民に周知徹底を図り、安全確保に努めます。

②生態系の保護と水質保全

本市では、市の西端部を筑後川、東端部を矢部川といった一級河川が流れ、北部を矢部川から分岐した花宗川が流れています。また、市の内部を、矢部川より分岐した沖端川、二ツ川、塩塚川、太田川が貫流しています。特に二ツ川周辺においては、水生植物や昆虫類、淡水魚類など絶滅が危惧される貴重な動植物が存在しています。固有の生態系や野鳥が息づく水辺などを守ることを考えながら河川の浚渫や護岸の改修に取り組みます。

③河川の上流域と連携した整備と景観形成の推進

河川の景観づくりについては市内だけではなく、上流の周辺地域と連携した整備が必要です。河川流域で森林の整備を行うなど、景観形成を通じて上中流地域との交流を図ります。また、矢部川流域については矢部川流域景観計画、筑後川については筑後川流域景観計画と連携しながら、豊かな自然環境の保全・整備や景観形成を図ります。

（５）有明海

①有明海の再生

独特の生物を育む有明海は、主要産業である海苔養殖業を支え、豊かな食を支えています。掘割、河川の水質汚濁は、有明海に影響を与えています。豊かな有明海の再生のため、市民と協働した取り組みと同時に「有明海および八代海を再生するための特別措置に関する法律」により策定した「有明海の再生に関する福岡県計画」により、水産資源の回復による漁業の振興と海域環境の保全・改善を広域で連携しながら取り組みます。

②有明海の自然を体験・学習できる交流空間の形成

干拓や堤防跡、有明海の夕日や干潟は、柳川を代表する資源です。それらを生かして有明海や自然を体験・学習できる交流の場の確保のために、むつごろうランドなどを拠点とした海辺と親しむ空間の整備を推進します。

さらに、現在行っている滞在力強化のための地元住民によるＤＭＯなど、交流人口の増加、滞在時間の延長、地方消費額の増加のための取り組みを引き続き行います。

※DMO　Ｄｅｓｔｉｎａｔｉｏｎ　Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ

地域自らが地域資源を活用して旅行商品やサービスを開発して観光客を集客し、おもてなしする「地元密着型観光」を担うワンストップ窓口・組織のこと。

③有明海の夕日などの眺望を生かした整備

堤防からは、有明海が一望され海苔養殖場や漁港、海を漁船が往来する景観などこの地域独特の景観を楽しむことができます。「柳川市景観計画」の有明海干拓地エリアの景観形成方針や景観形成基準に配慮した整備を進めます。

緑の環境

1　基本的な考え方

生活に潤いや癒しを与える緑化の推進

市内にある公園や神社仏閣などの緑地はそれぞれが点在しています。それらの点を街路樹や掘割沿いの緑地でつないだり、公共施設や住宅など市内各所で緑化に取り組んだりすることで人々が楽しみながら暮らすことのできる自然豊かな空間づくりを目指します。

歴史ある貴重な緑の資源を次世代へつなぐ

神社仏閣や史跡などの歴史ある緑地や、市域に広がる農地など歴史や営みにより引き継がれてきた貴重な緑の資源が多く残っています。「柳川市景観計画」に配慮しながら、緑の資源を守りさらに次世代へつなげる都市づくりを目指します。

2　緑の環境の整備方針

（1）緑化

「柳川市景観計画」の各エリアの景観形成方針や景観形成基準に配慮した緑化を進めます。

①掘割（景観保全ゾーン）の緑化

川下りコースとなっている掘割周辺には公園や観光施設が集積しています。川下りや掘割沿いを散策しながら緑豊かな柳川の風情を楽しめるような景観づくりを進めます。

②掘割（景観保全ゾーン以外）の緑化

掘割が巡り、農地が広がる田園のくらしがつくりだす穏やかな景観やこの田園の景観に彩りを添える社寺林のある景観を守ります。

③個性を生かした駅前緑化

西鉄柳川駅周辺について、西口は市の玄関口としてふさわしい景観を整え、歩行者の目を意識した緑化を工夫するなどの取り組みを図ります。また、東口は定住を促す快適で親しみのあるまちなみとなるよう景観を整え、緑化も促進します。

④公共施設の緑化

公共施設については、良好な環境の創出のために施設内の植え込みなどにより緑地空間を確保し、沿道や水辺に面した敷地の積極的な緑化を図ります。

⑤街路樹による緑のネットワークの形成

生き物が育ち、人が自然環境の中で楽しみながら暮らすことができるために、市内に点在する公園や神社仏閣などの緑の点を、街路樹、掘割・河川沿いの樹木などでつないだ緑のネットワークをつくります。また、主要幹線道路については、周辺景観と維持管理などを考慮し、緑化の検討を行います。

⑥個人の庭園や大木の維持

緑豊かな生活環境を維持するために歴史資源でもある旧家の庭園や大木などについては、個人が所有するものであっても保存が負担にならない仕組みを検討します。また沿道や水辺沿いに面した敷地の緑化を促進します。

（２）農地

①農地の保全

市域に広がる田園風景を守る為に、優良農地を分断するような乱開発を防ぎ、計画的な土地利用を行い農地の保全を図ります。

②農地を維持できる仕組みづくり

今後、農業経営の厳しさや後継者不足などから耕作放棄地が発生し、農地の荒廃が進む恐れがあります。そこで、組織的な営農や観光農地の整備を図り農地としての利用を確保するとともに、ブランドの確立や大学、研究機関などとの連携による新規作物の開発、６次産業化など、市内・外の需要を掘り起こしながら積極的な販路拡大を進めるなど、稼ぐ農業への転換を図ります。

③農地を活用した地域の活性化

市内には学童農園むつごろうランドや市民農園「ふれあい農園」といった農業を体験できる場があり、農作業を通じた都市と農村の交流促進の場になっています。農業への理解と関心を高め農業や地域を活性化させるために、市民農園の活用や農家での農業体験の受け入れ体制を整え、農業を体験・学習できる場づくりを進めます。

（３）樹林地・樹木

①大木や樹林の保全

「柳川市景観計画」の景観重要樹木の指定の方針に基づき、地域の良好な景観形成の核となっている貴重な資源を後世に引き継いで行くために、地域の共通認識が得られ、景観上必要不可欠である樹木の保存について、景観重要樹木の指定などの検討を行います。

②観光資源となる緑地の整備を推進

米多比角などの緑地は、貴重な歴史遺産である掘割と一体となっているため、掘割と同様に緑地も守りつなぐ必要があります。こうした緑地を観光資源とつなぐ観光ルートを形成し、案内板・遊歩道の整備など一体的な整備を図ります。

くらしの環境

1　基本的な考え方

くらしの中の自然環境の充実

人と人とが交流する場になる公園などのくらしの中の自然環境を充実することで、水と緑による豊かさだけでなく、心に潤いを与え人が集い憩う空間のある都市づくりを目指します。

協働で行う自然環境づくり

地域への愛着や責任感を醸成するために、自然環境に関わる体験や学習の場づくりを推進することが必要です。自然環境を市民・行政・事業者が一体となって協働で守り育てる意識を共有できる都市づくりを目指します。

2　くらしの環境の整備方針

（1）公園

①緑の基本計画の策定

公共施設等総合管理計画や市の財政状況などに配慮しながら、必要に応じて緑の基本計画の策定を検討し、適切な公園の配置を図ります。

②既存の公園の有効利用

市内に点在する既存の公園については、地域住民のニーズを取り入れながら憩いの場や健康づくりの場、さらにはスポーツの場など有効活用を図るための維持・改善や適切な施設配置による統廃合・新設などを検討します。また、財政負担の軽減なども考えながら、適切な維持管理を進めます。

③都市計画公園の整備

緑の基本計画において整備が必要とされる都市計画公園の整備を図ります。なお、掘割沿いの公園については掘割の景観や親水性を考えた公園整備を図ります。

④観光客の利用に対応した公園整備

高畑公園や物産公園など観光地周辺の公園については、まち歩きの拠点、人々がにぎわい憩う交流の場として、広域道路網からの流れを考えながら、来訪者が利用しやすい案内板などの整備を図ります。

⑤子どもたちの学習や体験の場となる環境づくり

子どもたちが緑や水の大切さを学習・体験できるように、自然にふれあいながら学べる環境づくりを推進します。

（２）人が集う憩いの空間の確保

市街地では、市内外の人が自然環境とふれあえるように、緑地と親水空間を取り入れた安全・安心で魅力ある憩いのスペースの形成に努めます。また、集落地区では、地域の実情に応じて、歩いて行くことのできる場所に人が集う憩いの空間を確保し、地域の人と人とがつながりを維持し、高齢者の孤立を防ぐ施策を検討します。

（３）環境を守り育てる実践行動

①掘割を守り育てる実践行動

掘割の環境を守り育てるためには、市民一人ひとりが自分達の問題として認識すると共に、協働して取り組む必要があります。

掘割を生かしたまちづくり行動計画に基づき、様々な世代への環境教育の推進として、子どもを対象とした環境教育の充実やレクリエーションの開催、水に関わる人・地域との交流の機会づくりに取り組みます。

また、市民協働による実践行動の推進として、各地区での環境活動の充実、掘割美化活動功労賞（仮称）の創設、農地・水保全管理支払交付金事業の推進に取り組みます。

②住民・行政・事業者が一体となった活動の推進

自然環境を守り・育てるという意識を、住民・行政・事業者が共有するために、協働による清掃活動や緑化活動を推進するとともに、イベントやキャンペーンなどによる啓発を進めます。

③環境教育の充実と交流の場づくり

環境に対する市民一人ひとりの意識啓発のために、学校や地域と連携して環境教育に取り組み、環境保全に関するイベントの開催や交流事業について検討します。

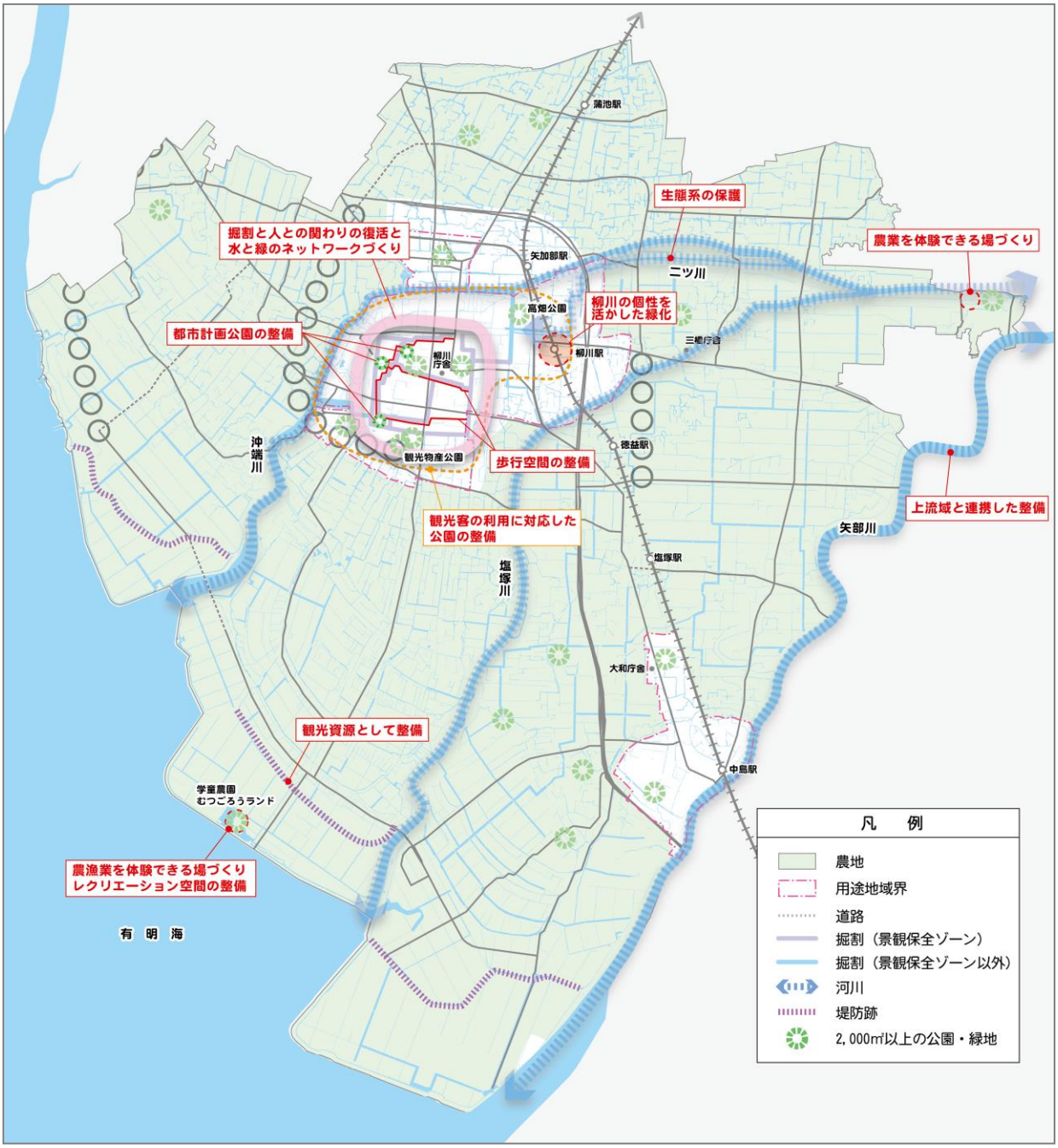
蒲池駅
生態系の保護
農業を体験できる場づくり
掘割と人との関わりの復活と
水と緑のネットワークづくり
矢加部駅
二ツ川
高畑公園
柳川の個性を
活かした緑化
都市計画公園の整備
柳川駅
三橋庁舎
柳川
庁舎
沖端川
観光物産公園
歩行空間の整備
徳益駅
上流域と連携した整備
観光客の利用に対応した
公園の整備
矢部川
塩塚駅
塩塚川
大和庁舎
観光資源として整備
中島駅
学童農園
むつごろうランド
農漁業を体験できる場づくり
レクリエーション空間の整備
有明海
凡　例
農地
用途地域界
道路
掘割（景観保全ゾーン）
掘割（景観保全ゾーン以外）
河川
堤防跡
2,000㎡以上の公園・緑地

▲自然環境の方針図

景　観

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化と人々の生活、経済活動などとの調和により形成されます。地域の個性を生かすためにも、景観を考えた土地利用や都市施設などの計画がなされるよう、平成 24 年 3 月に「柳川市景観計画」を定めました。

1　基本的な考え方

都市計画と景観計画の連携

平成 24 年 3 月に「柳川市景観計画」を定めました。当景観計画においては、基本理念および基本方針を示すとともに、エリア・地区ごとの景観形成方針と景観形成基準を定めています。

都市計画と景観計画が連携しながら、個性を生かし、都市の魅力を高める都市づくりを目指します。

2　景観の整備の方針

美しい景観づくりにおいて、行政は先導的な役割を果たすよう努める必要があります。公共施設の整備を行う際は、市景観計画を順守するとともに、公共事業景観ガイドライン（案）と照合し、また必要に応じて景観アドバイザーの専門的助言を受けるなど公共事業が地域や人に与える影響や心地よさなどについても検討しながら計画設計、整備などを進めます。